

第2期島原市障害者計画

平成29年3月

島原市



はじめに

本市では、平成5年に改正された「障害者基本法」に基づき、障がいのある人もない人も、同じように自分らしく生きていくことができる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念のもと、
の実現に向け、様々な施策に努めて参りました。

その後、国においては、平成19年に障害者権利条約に署名以降、同条約締結に向けた国内法の整備として、平成23年7月に「障害者基本法」の改正、平成24年6月に「障害者総合支援法」の制定、平成25年6月に「障害者差別解消法」が制定されました。このような中、平成25年9月には新たな「障害者基本計画（第3次）」が策定され、今後取り組むべき障がい者施策の基本的な方向性が示されました。

また、長崎県においては、障がい者への差別を禁止する「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」を制定する中、平成26年度からの5か年間の障がい者施策の指針となる「長崎県障害者基本計画（第二次改定）」が策定されました。

本市では、こうした国や県の動きに対応し、障がい者施策の一層の推進を図るとともに、障がい者の皆様が、住み慣れた地域で安心して暮らしていける「共生社会」の実現と、障がい者の自立と社会参加への支援、社会生活をしていく上での障壁（バリア）を除去し、だれもが暮らしやすい社会の構築をめざすとした基本理念を掲げ、「第2期島原市障害者計画」（平成29年度～平成38年度）を策定しました。

本計画の基本理念に基づき、関係機関、関係団体との連携をより一層深めるとともに、関係各位のご意見やご要望を広くお聞きしながら、障がいのある人もない人も、すべての人が地域で安心して生活できる社会の実現に取り組んで参ります。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提言をいただきました障害者計画策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査等で貴重なご意見をいただきました皆様、関係機関・団体の皆様に深く感謝を申し上げますとともに、今後とも、市民の皆様のおなご一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年3月

島原市長 古川 隆三郎

目 次

第1部 計画の背景

第1章 基本的な考え方	4
第1節 計画策定の趣旨	4
第2節 障害者計画と障害福祉計画との関係	5
第3節 計画の性格及び位置付け	5
第4節 島原市における障害のある人の状況	6
Ⅰ 身体障害のある人の状況	6
Ⅱ 知的障害のある人の状況	9
Ⅲ 精神障害のある人の状況	11
Ⅳ 難病患者の状況	14
Ⅴ 発達障害のある人の状況	14

第2部 障害者計画

第1章 総 論	16
第1節 障害者計画の基本理念と目標	16
第2節 障害者計画の期間	16
第3節 障害者計画の体系図	17
第2章 各 論	18
第1節 ノーマライゼーションの推進	18
Ⅰ 生活支援	18
1 相談支援体制の充実	18
2 生活安定施策の推進	22
3 在宅福祉サービスの充実	24
Ⅱ 保健・医療	26
1 障害の原因となる疾病等の予防・治療	26
2 適切な保健・医療の提供	28
3 精神保健福祉施策の充実	30
第2節 リハビリテーションの推進	33
Ⅰ 教育・社会参加	33
1 障害児療育の充実	33

2	教育環境の充実	35
3	文化活動・スポーツ活動の振興	38
II	就労支援	41
1	雇用の啓発と促進	41
第3節	バリアフリー社会の実現	44
I	生活環境	44
1	住まいのまちづくりの推進	44
2	移動・交通のバリアフリーの促進	48
II	情報・コミュニケーション	50
1	情報バリアフリーの促進	50
2	意思疎通支援の充実	52
III	安全・安心	53
1	防災・防犯対策の推進	53
2	消費者トラブルの防止・被害者救済	56
IV	差別解消・権利擁護	57
1	障害を理由とする差別の解消の促進	57
2	権利擁護の推進	59
第3章	計画の推進	61
I	障害者計画の達成状況の点検及び評価	61
1	各団体や組織との連携強化	61
2	全庁的な推進体制の整備と国・県との連携強化	61
3	計画の管理	61
第4章	資料	62
I	第2期島原市障害者計画策定委員会名簿	62

第 1 部 計画の背景

第1章 基本的な考え方

第1節 計画策定の趣旨

本市では平成5年に改正された「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画として平成11年3月に「島原市障害者福祉計画」を策定し、障害のある人もない人も、同じように自分らしく生きていくことができる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念と、失われた機能を補う手段を得たり、社会に適応する術を身につけることで自分が希望する道を選択できる「リハビリテーション」の理念、また社会生活を営んでいく上で物理的・制度的・心理的なあらゆる障壁(バリア)を取り除こうという「バリアフリー」の理念のもとに、障害のある人に対するあらゆる分野でのトータルな支援施策の推進と、障害のある人を含むすべての市民にとって住みよいまちをつくるため、その着実な実行に努めてきました。

この間、国においては、平成19年に障害者権利条約に署名以降、同条約締結に向けた国内法の整備として、平成23年7月に「障害者基本法」の改正、平成24年6月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」の制定、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が制定されました。このような中、平成25年9月には新たな「障害者基本計画(第3次)」が策定され、今後取り組むべき障害者施策の基本的な方向性が示されました。

また、長崎県においては、平成25年5月、障害のある人に対する差別を禁止する「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」を制定(平成26年4月施行)する中、平成26年度からの5か年間に進める障害者施策の指針となる「長崎県障害者基本計画(第二次改定)」が策定されました。

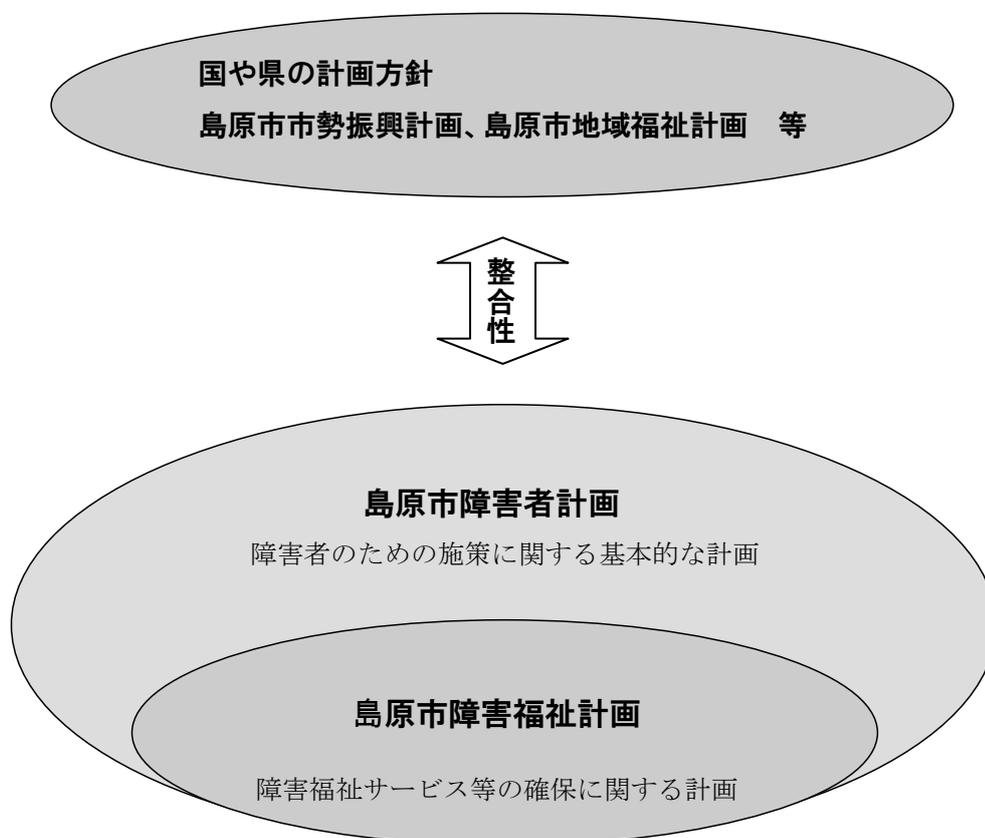
このような、国・県の法制度等の動きや、障害のある人を取り巻く環境の変化に対応しつつ、障害者施策の一層の推進を図るため、「第2期島原市障害者計画」を策定するものであります。

第2節 障害者計画と障害福祉計画の関係

島原市障害者計画は、「障害者基本法第11条第3項の規定に基づく障害者のための施策に関する基本的な事項を定める計画」であるのに対し、島原市障害福祉計画は、3年を1期として定める「障害者総合支援法第88条の規定に基づく障害福祉サービス等の確保に関する計画」です。

第3節 計画の性格及び位置付け

島原市障害者計画は、これまでの本市における障害のある人への支援の取り組みとの継続性を保ち、同時に様々な分野の取り組みを総合的・一体的に進めるために、上位計画や関連計画と整合性に配慮します。



第4節 島原市における障害のある人の状況

I 身体障害のある人の状況

1 身体障害者手帳交付者数

平成28年度の身体障害者手帳の交付者数は2,778人となっています。身体障害者手帳交付者数の平成24年度から28年度までの4年間の増加率は3.2%となっています。

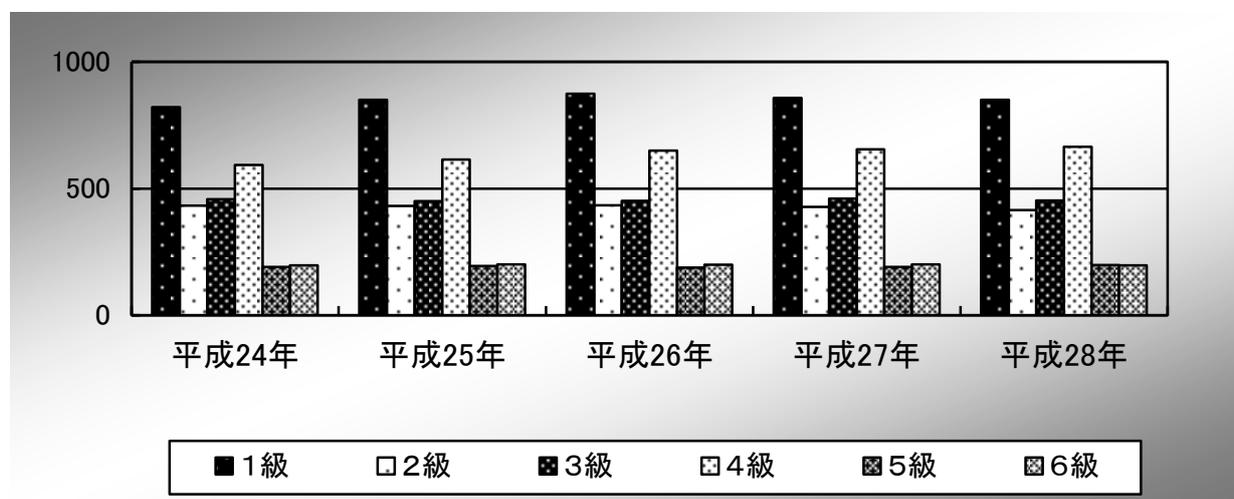
2 障害等級別

平成28年度の障害等級別の内訳は、1級が850人、2級が415人、3級が453人、4級が665人、5級が198人、6級が197人となっています。

身体障害者手帳交付者数の推移(障害等級別) (単位:人)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
1級	821	850	874	857	850
2級	432	431	434	427	415
3級	458	450	451	460	453
4級	593	614	649	655	665
5級	190	194	188	190	198
6級	197	200	199	201	197
計	2,691	2,739	2,795	2,790	2,778

各年4月1日現在



3 障害種類別

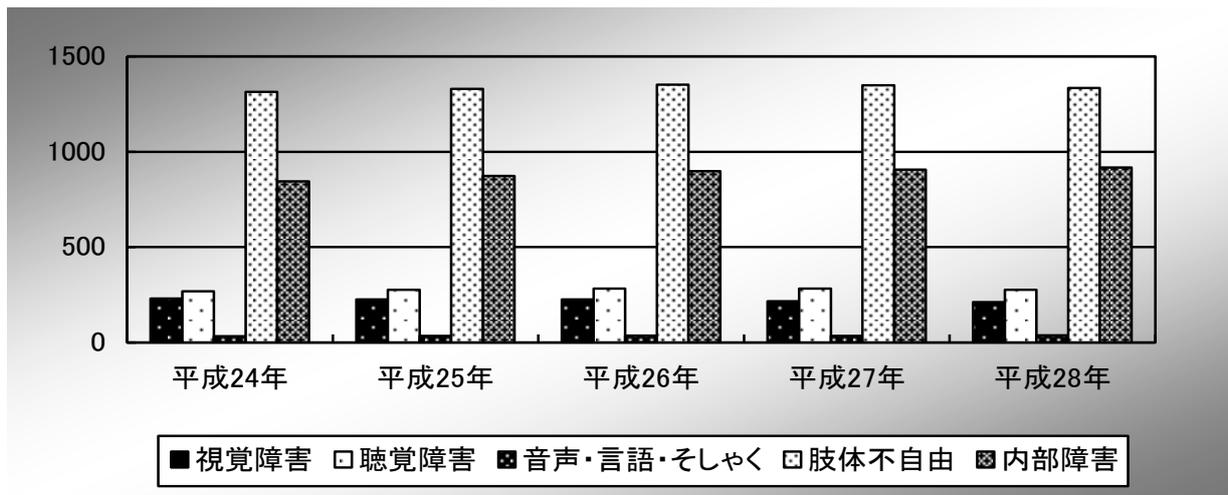
平成28年度の障害種類別の内訳は、視覚障害が211人、聴覚障害が276人、音声・言語障害が38人、肢体不自由が1,335人、内部障害が918人となっています。

平成24年度から平成28年度までの年次推移を見ると、視覚障害はわずかに減少ですが、それ以外の障害は増加しています。

身体障害者手帳交付者数の推移(障害種類別) (単位:人)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
視覚障害	230	226	226	217	211
聴覚障害	269	276	283	283	276
音声・言語・そしゃく	33	35	36	35	38
肢体不自由	1,314	1,329	1,351	1,349	1,335
内部障害	845	873	899	906	918
計	2,691	2,739	2,795	2,790	2,778

各年4月1日現在



身体障害者手帳交付者の障害種類別等級(平成28年4月1日) (単位:人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	95	64	20	6	21	5
聴覚障害	9	64	43	50	0	110
音声・言語・そしゃく	1	2	18	17	-	-
肢体不自由	244	273	218	341	177	82
内部障害	501	12	154	251	-	-
計	850	415	453	665	198	197

4 年齢区分別

平成28年度の年齢区分別の内訳は、0歳～17歳が43人、18歳～64歳が652人、65歳以上が2,083人となっています。

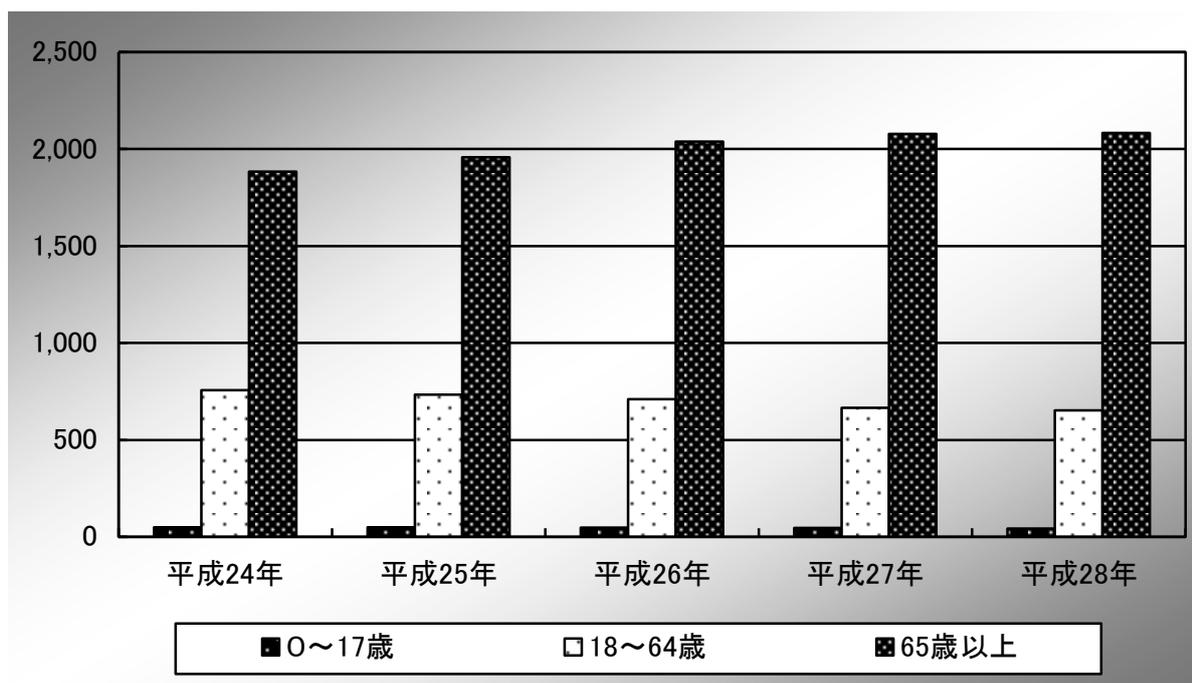
平成24年度から平成28年度までの年次推移を見ると、65歳以上の増加率は10.6%となっており、障害のある人が高齢化している傾向にあります。

身体障害者手帳交付者数の推移(年齢区分別)

(単位:人)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
0～17歳	50	49	47	46	43
18～64歳	757	733	710	666	652
65歳以上	1,884	1,957	2,038	2,078	2,083
計	2,691	2,739	2,795	2,790	2,778

各年4月1日現在



II 知的障害のある人の状況

1 療育手帳交付者数

平成28年度の療育手帳の交付者数は528人となっています。療育手帳交付者数の平成24年度から平成28年度までの増加率は8.2%となっています。

2 障害程度別

平成28年度の障害程度別の内訳は、A1が132人、A2が116人、B1が147人、B2が133人となっています。

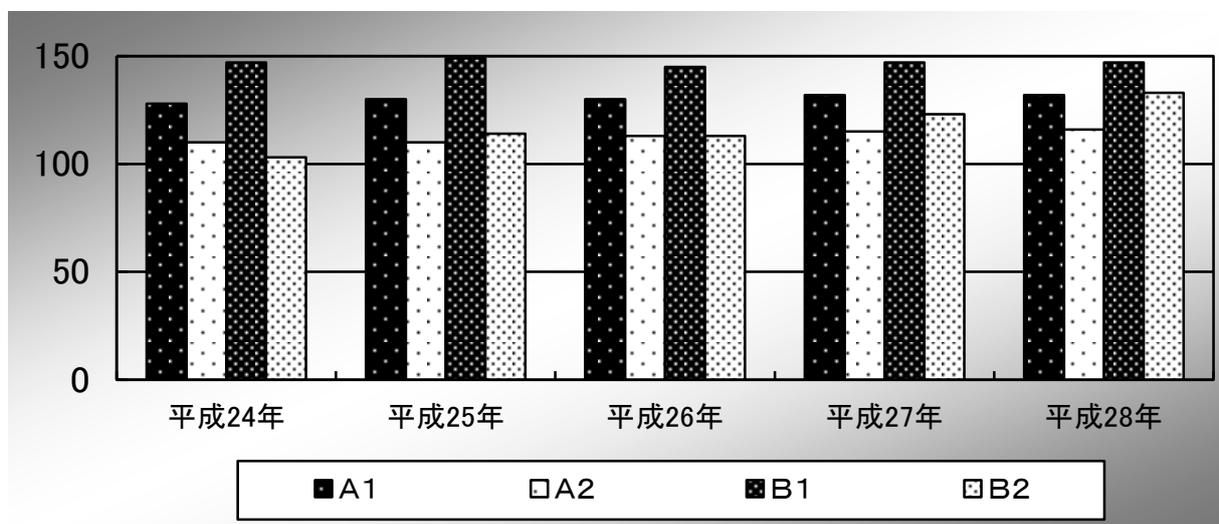
平成24年度から平成28年度までの年次推移を見ると、A1判定からB1判定が横ばいかわずかな増となっているのに対し、B2判定の増加率が29.1%となっており、顕著な伸びとなっています。

療育手帳交付者数の推移(障害程度別)

(単位:人)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
A1	128	130	130	132	132
A2	110	110	113	115	116
B1	147	149	145	147	147
B2	103	114	113	123	133
計	488	503	501	517	528

各年4月1日現在



3 年齢区分別

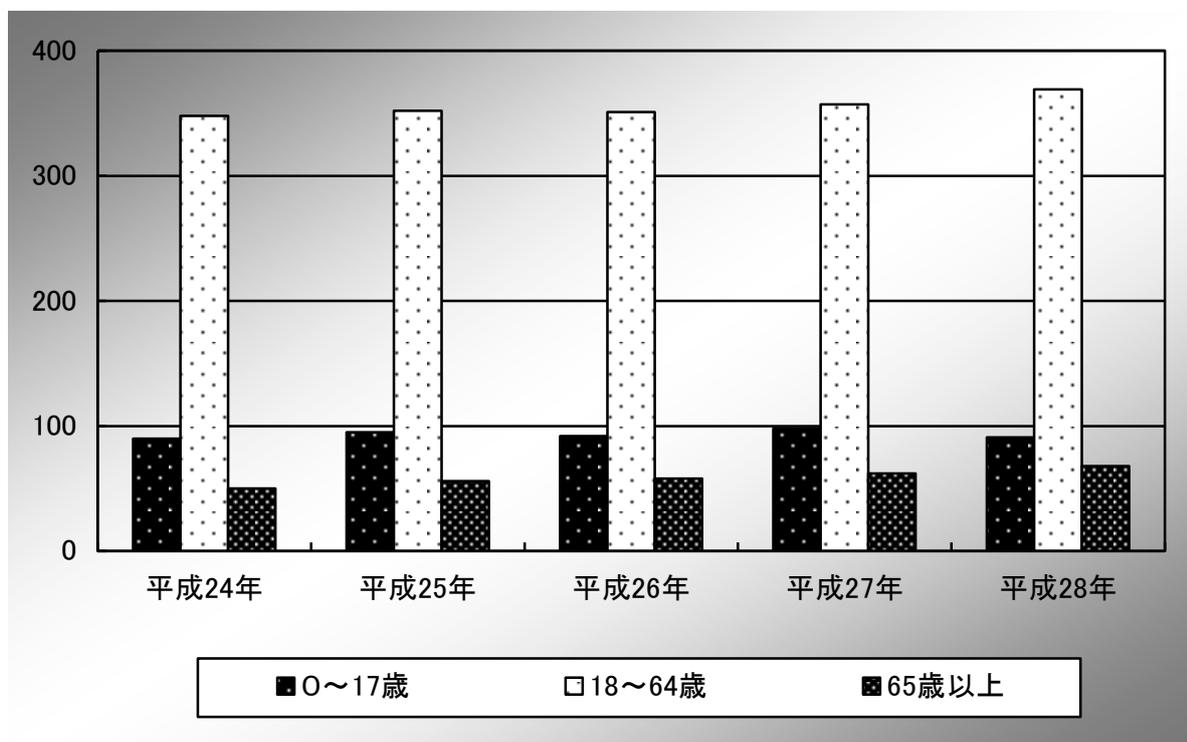
平成28年度における年齢区分別療育手帳の交付者数は、0歳～17歳が91人、18歳～64歳が369人、65歳以上が68人となっています。

療育手帳交付者数の推移(年齢区分別)

(単位:人)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
0～17歳	90	95	92	98	91
18～64歳	348	352	351	357	369
65歳以上	50	56	58	62	68
計	488	503	501	517	528

各年4月1日現在



Ⅲ 精神障害のある人の状況

1 精神障害者保健福祉手帳交付者数

平成28年度の精神障害者保健福祉手帳の交付者数は、296人となっています。精神障害者保健福祉手帳の交付者数の、平成24年度から平成28年度までの増加率は24.4%となっています。

2 障害等級別

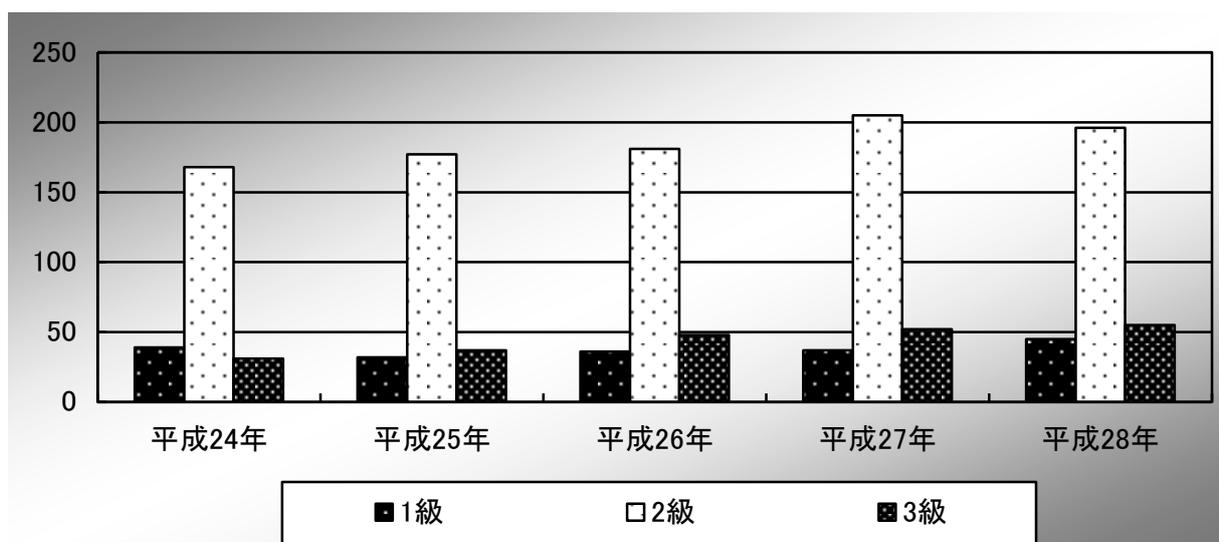
平成28年度における障害等級別の内訳は、1級が45人、2級が196人、3級が55人となっています。

平成24年度から平成28年度までの障害等級別の増加率は、1級が15.4%、2級が16.7%、3級が77.4%となっています。

精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移(障害等級別) (単位:人)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
1級	39	32	36	37	45
2級	168	177	181	205	196
3級	31	37	48	52	55
計	238	246	265	294	296

各年4月1日現在



3 年齢区分別

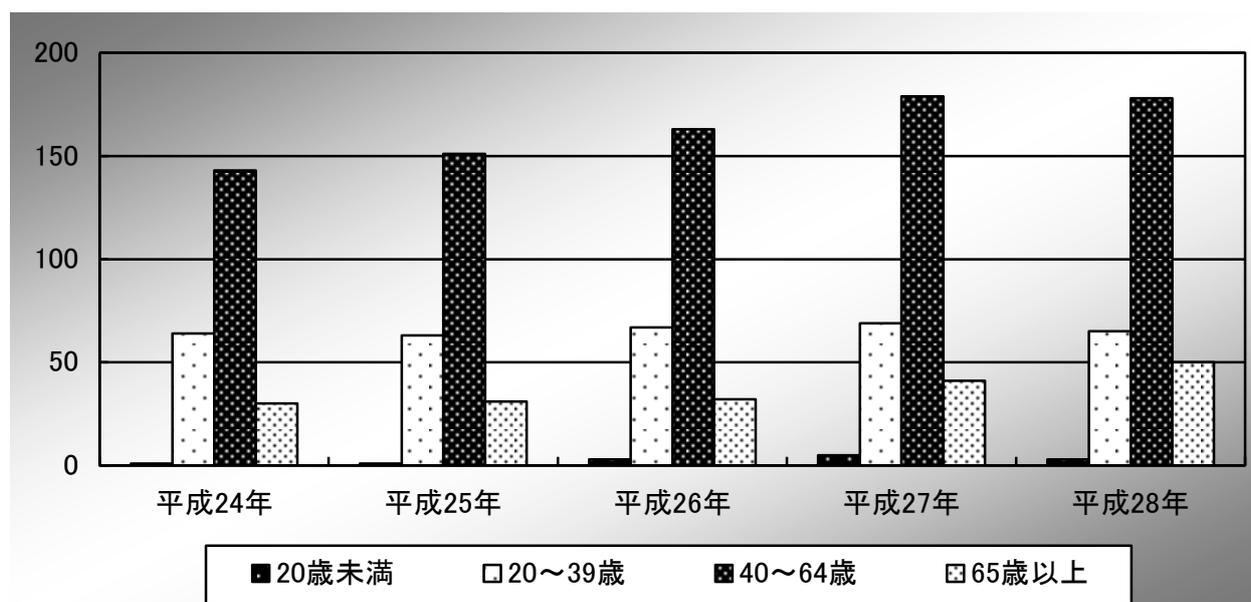
平成28年度における年齢区分別精神障害者保健福祉手帳の交付者数は、20歳未満は3人、20歳～39歳は65人、40歳～64歳は178人、65歳以上は50人となっています。

精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移(年齢区分別)

(単位:人)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
20歳未満	1	1	3	5	3
20～39歳	64	63	67	69	65
40～64歳	143	151	163	179	178
65歳以上	30	31	32	41	50
計	238	246	265	294	296

各年4月1日現在



4 自立支援医療（精神通院）受給者数

平成28年度の精神通院受給者数は585人となっています。精神通院受給者数の平成24年度から平成28年度までの増加率は10.2%となっており、精神障害者保健福祉手帳交付者数と同様に増加傾向にあります。

自立支援医療（精神通院）受給者数の推移（年齢区分別）

（単位：人）

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
精神通院 受給者数	531	512	550	554	585

各年4月1日現在

IV 難病患者の状況

平成25年4月に施行された障害者総合支援法で、障害者の範囲に難病等が加わり、障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の支給が可能となりました。

国の難病対策要綱による難病の定義は、①原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病（例：ベーチェット病、重症筋無力症、全身性エリテマトーデス）、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また、精神的に負担の大きい疾病とされています。（例：小児がん、小児慢性腎炎、ネフローゼ、小児ぜんそく、進行性筋ジストロフィー、腎不全（人工透析対象者）、小児異常行動、重症心身障害児）

難病に対する医療費の助成については、平成27年1月1日の「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行により新しい医療費助成制度が開始され、56疾病から110疾病へと拡大。さらに、平成27年7月1日には306疾病が指定難病となり、医療費助成が行われています。

また、障害者総合支援法の対象となる疾病も、平成27年1月1日には130疾病から151疾病へ拡大され、平成27年7月1日からは332疾病へ拡大されました。

V 発達障害のある人の状況

本市における自閉症、アスペルガー症候群（高機能自閉症）、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）等の発達障害のある人の数は把握できていません。

社団法人日本自閉症協会の「自閉症の手引き」で、せまい意味での自閉症は児童1,000人に約3人いると言われてしています。

また、平成24年2月の文部科学省が実施した全国実態調査では、小・中学校の通常の学級に在籍している児童生徒のうち学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等により、学習や生活面で特別な教育的支援を必要とする児童生徒が6.5%の割合で存在する可能性があるとして報告されており、10年前の調査から0.2ポイント上昇しています。

第 2 部 障害者計画

第1章 総論

第1節 障害者計画の基本理念と目標

基 本 理 念

①ノーマライゼーションの理念

障害のあるなしに関わらず、平等で基本的人権を享有し、社会の構成員として障害のない人たちと同等に生活し、住み慣れた地域で安心して暮らしていただける「共生社会」の実現をめざします。

②リハビリテーションの理念

障害のある人の自立と社会参加を支援するため、地域との交流を図るための生活環境を整え、就労を支援し、自立した生活が送れる社会をめざします。

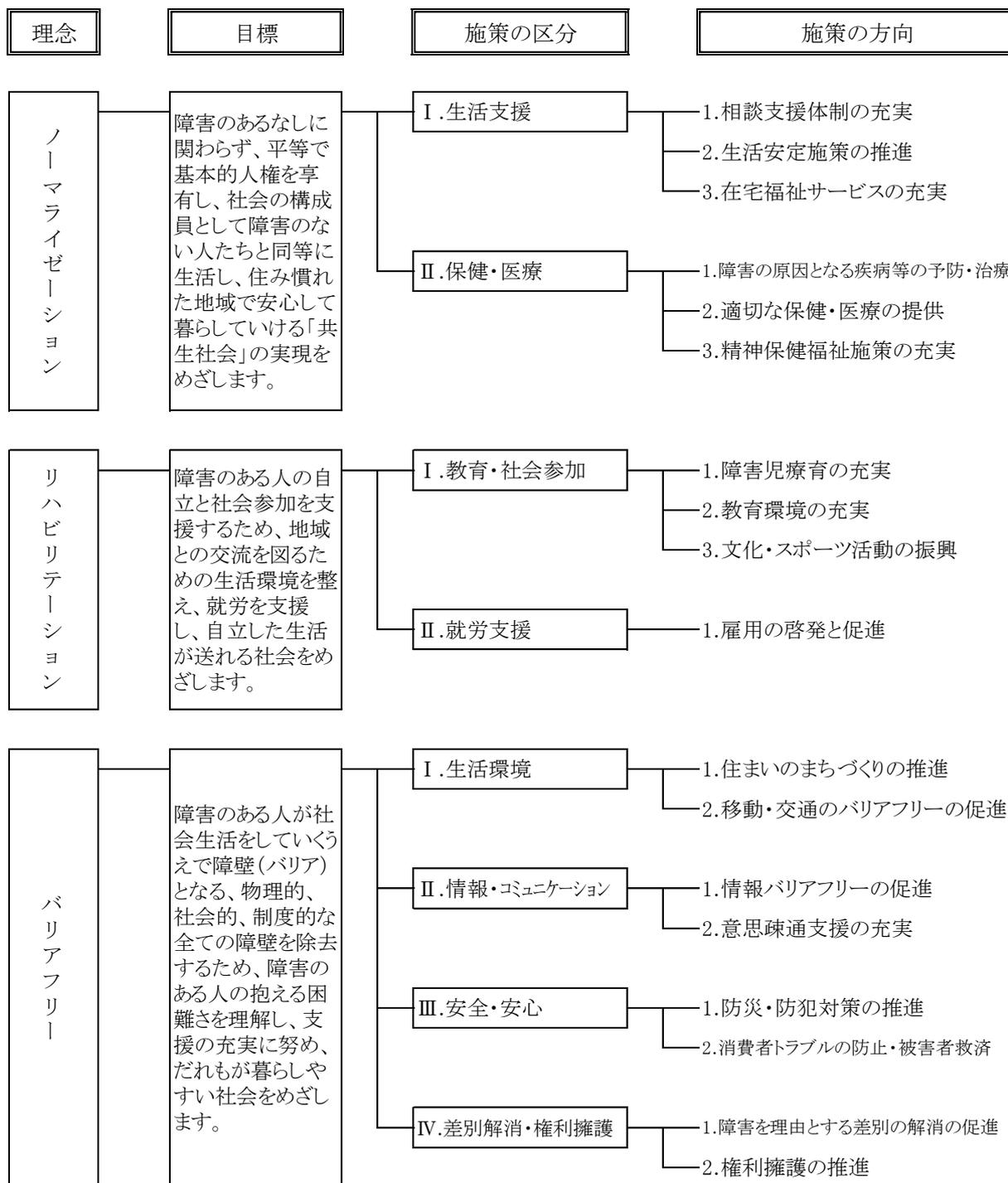
③バリアフリーの理念

障害のある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となる、物理的、社会的、制度的な全ての障壁を除去するため、障害のある人の抱える困難さを理解し、支援の充実に努め、だれもが暮らしやすい社会をめざします。

第2節 障害者計画の期間

本計画の期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とします。社会経済情勢等の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

第3節 障害者計画の体系図



第2章 各 論

第1節 ノーマライゼーションの推進

I 生活支援

1 相談支援体制の充実

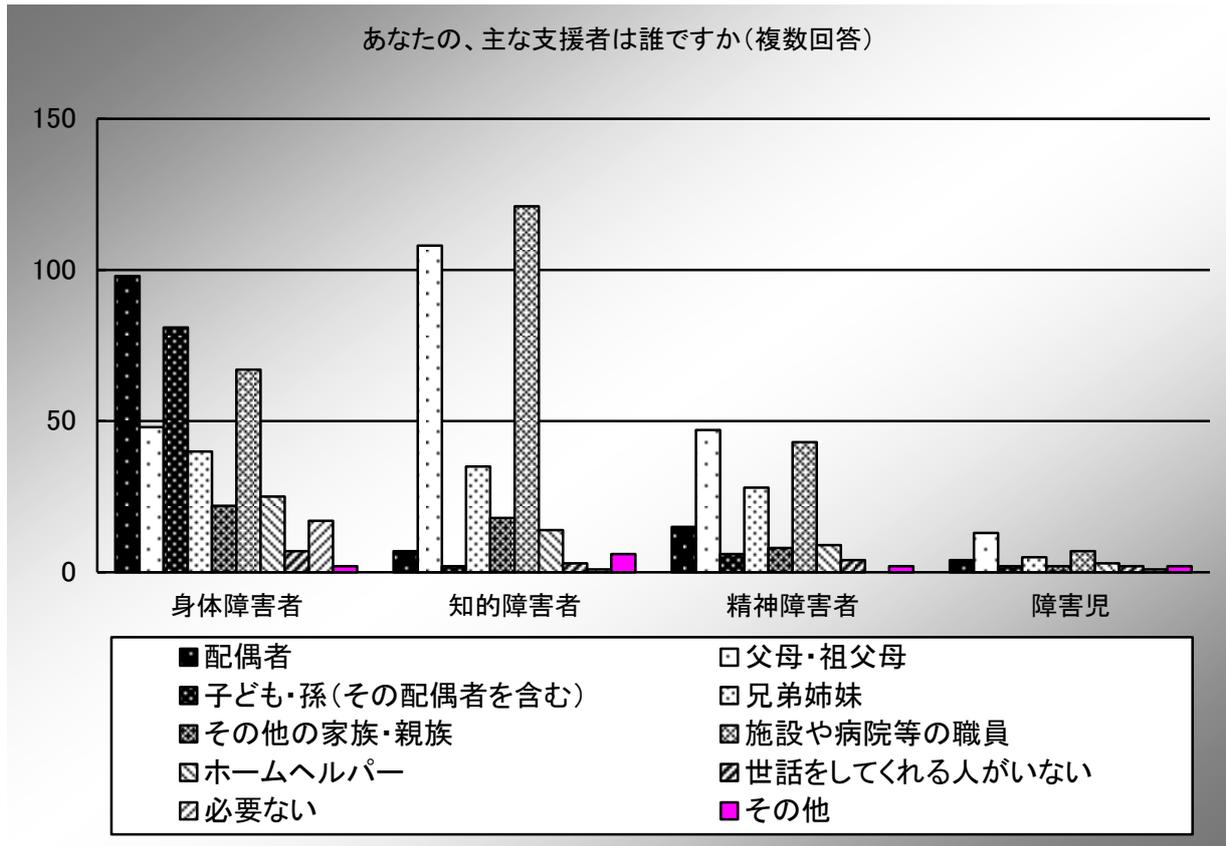
現状と課題

- 障害のある人に対する相談・情報提供・生活支援のため、障害のある人や難病の人を対象とした総合的な相談事業を行う必要があります。市から委託を受けた2つの相談支援事業所を含む市内6つの相談支援事業所で相談業務を行っています。また、福祉及び地域社会基盤との連携強化、運営年数及び利用人員が一定数以上の小規模作業所の支援として地域活動支援センターⅢ型を委託配置しています。

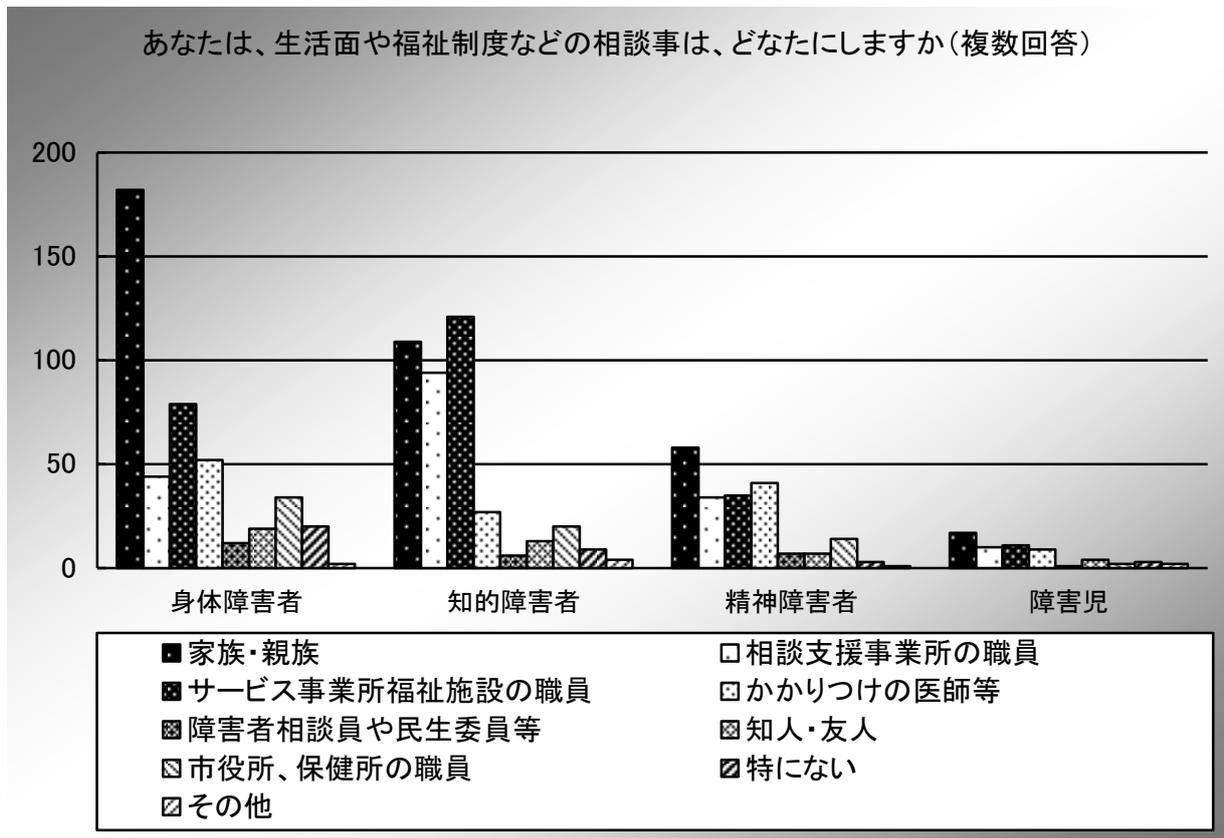
自閉症等の特有な発達障害のある人や家族等を対象とした相談支援を、長崎県発達障害者支援センター「しおさい」で行っています。

このほか、行政の相談機関として、島原市、島原市教育委員会、県南保健所、長崎こども・女性・障害者支援センター、島原公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等があります。また、地域においては、民生・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員がいます。

○ 平成28年11月に実施した島原市障害福祉に関するアンケート調査（以下「障害者アンケート調査」という。）で、主な支援者については、身体障害のある人の24%が「配偶者」、知的障害のある人の38%が「施設や病院等の職員」、精神障害のある人の29%及び障害児の32%が「父母・祖父母」で最も多く、次いで身体障害のある人では「子ども・孫（その配偶者を含む）」が、知的障害のある人では「父母・祖父母」が、精神障害のある人及び障害児では「施設や病院等の職員」の順となっています。



- また、生活面や福祉制度についての相談先として、身体障害のある人の 41%、精神障害のある人の 29%及び障害児の 29%が「家族・親族」で最も多く、知的障害のある人では「サービス事業所や福祉施設の職員」が 30%と最も多く、次いで身体障害のある人及び障害児では「サービス事業所や福祉施設の職員」が、知的障害のある人では「家族・親族」が、精神障害のある人では「かかりつけの医師等」の順となっています。



- ケースごとの相談に的確に対応し、悩みや不安を解消し、問題を解決していくために、各相談機関の専門性を高め、いつでも、どこでも、安心して利用できる体制を整備することが必要になっています。

施策の方向

障害のある人やその家族の相談に応じ、不安解消や問題解決のため相談支援体制の充実に努めます。また、障害のある人等が利用しやすい相談支援体制のあり方について検討します。

具体的施策

(1) 各相談機関の連携強化

島原市自立支援協議会の下部組織である「相談支援部会」を生かし、各相談支援機関相互の連携及び県の機関を含めた各関係機関との連携を密接にし、障害のある人一人ひとりへの連続した支援ができるよう相談体制を強化します。

(2) 巡回相談の活用

長崎こども・女性・障害者支援センターが行っている巡回相談の有効利用を図るため、その広報に努めます。

(3) 身体障害者・知的障害者相談員設置事業の充実

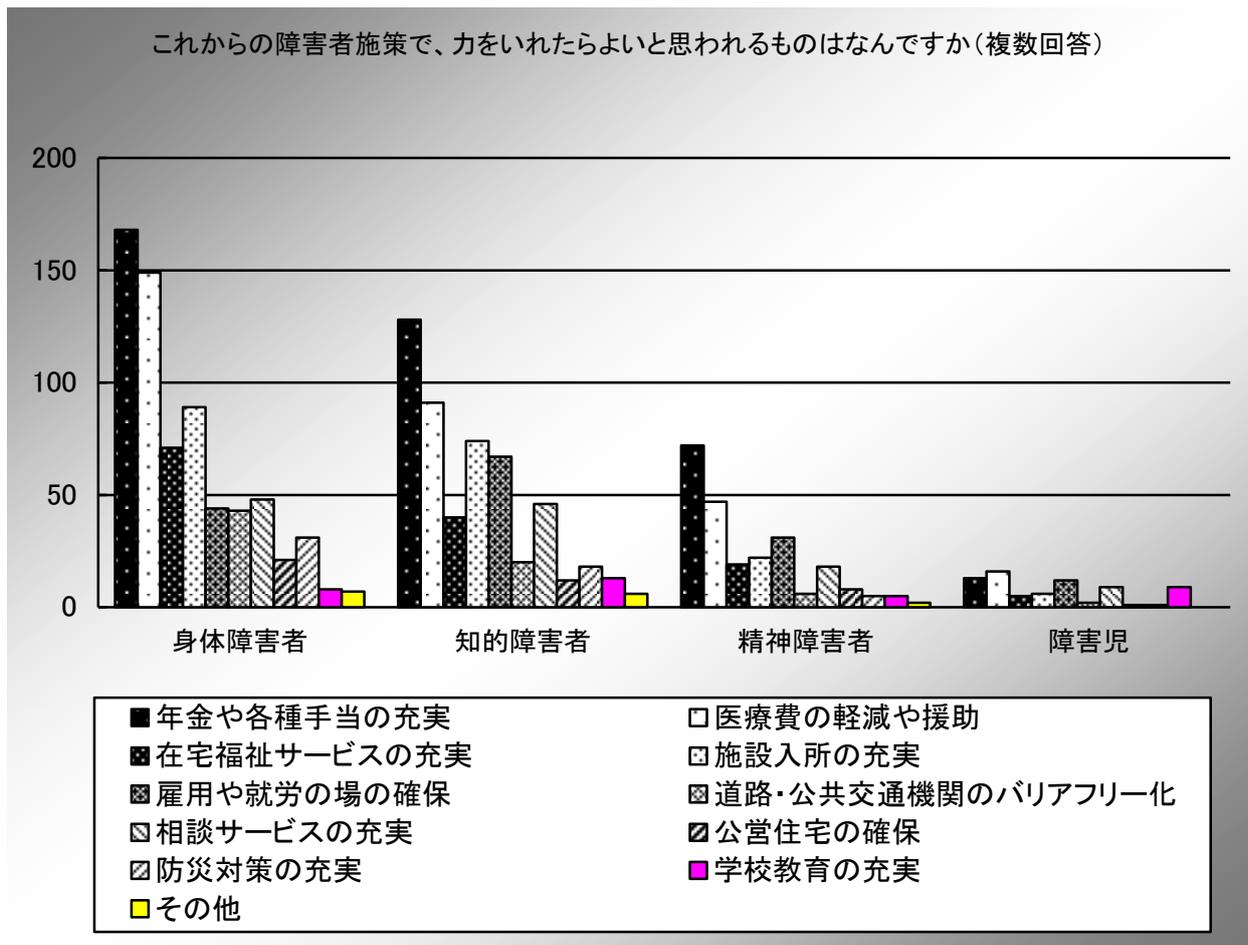
身体障害のある人、知的障害のある人の更生援護に関する相談業務等のため設置された同制度の周知に努め、利用者の拡大を図ります。

2 生活安定施策の推進

現状と課題

- 障害者アンケート調査で充実してほしい障害者施策として最も多いのが、身体、知的及び精神に障害のある人ともに「年金や各種手当の充実」が最も多く、割合はそれぞれ 25%、25%、31%となっています。次いで「医療費の軽減や援助」となっています。一方、障害児では「医療費の軽減や援助」が 22%と最も多く、次いで「年金や各種手当の充実」となっています。また、身体、知的に障害のある人で次いで多いのは「入所施設の充実」となっており、精神障害のある人及び障害児では「雇用や就労の場の確保」となっています。

ノーマライゼーションの理念を実現し、障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるためには、経済的な基盤の確立が不可欠であり、年金や手当等の給付制度、雇用や就労を促進する施策、経済的負担の軽減に係る各種制度等の充実を図ることが求められています。



施策の方向

障害のある人の経済的自立を支援するため、雇用や就労に関する施策を推進するとともに、社会保障制度等の利用の促進を図ります。

具体的施策

(1) 各種制度の利用の促進

各種年金や手当の支給、介護保険制度及び医療費の助成等について、市のホームページや「障害者福祉の手引」等に掲載し利用の促進を図ります。

(2) 補助犬の普及の促進

障害のある人の社会参加を促進するため、盲導犬や介助犬、聴導犬等の補助犬の理解促進と普及に努めます。

(3) ガイドヘルパー派遣事業

重度の視覚障害者が外出する際に、ガイドヘルパーを派遣し移動の際の付き添いを行います。同事業（社会福祉協議会へ委託）の広報と利用拡大に努めます。

(4) 就労の場の確保

障害のある人の自立した生活を推進するため、島原市自立支援協議会の下部組織である「しごと部会」において、職場体験のための交通費助成や受入企業へ助成等、障害のある人の就労を確保するための支援に努めます。

3 在宅福祉サービスの充実

現状と課題

- 障害のある人が地域で安心して生活するためには、必要に応じた在宅福祉サービスが受けられる環境にあることが重要です。特に、在宅生活が家族による支援のみに頼ることなく、重い障害のある人も安心して暮らせるよう、訪問系サービスや短期入所、日中一時支援の充実を図る必要があります。

また、障害のある人が地域で孤立することなく生活するためには、日中活動の場を充実させるとともに、移動手段の確保や外出のための移動手段の充実を図る必要があります。本市では、障害のある人の社会参加を促進するため、重度心身障害者福祉交通機関利用券を交付し、障害のある人の外出を積極的に支援しています。今後も、障害のある人への移動支援の充実を図ります。

障害福祉サービスの提供については、国・県の基本方針として「施設入所・入院から地域生活への移行を推進」することが定められています。精神障害のある人の地域移行支援については、長い期間が必要であり、住いの問題や退院後の様々な問題に対応するためのトータル的なサポートが必要となります。

また、地域移行の受け皿となるグループホームへの入居ニーズは高く、今後も利用増が見込まれますが、整備にあたっては障害特性への配慮も必要になってきます。

施策の方向

障害のある人の地域での生活を支援するため、障害福祉サービスの充実を図ります。

また、施設から住み慣れた地域での生活へ移行するために、地域移行・地域定着の支援を図ります。

具体的施策

(1) 介護給付体制の充実

居宅介護等訪問系サービスの提供による日常生活の支援の充実を図るとともに、常時介護を必要とする重度障害者や医療的ケアが必要な人など、障害のある人の多様な介護ニーズに対応していきます。

(2) 重度心身障害者福祉交通機関助成事業

知的障害のある人、精神障害のある人及び、人工透析、視覚障害者、車いすを常用している重度の身体障害のある人の社会活動範囲を拡大するため、タクシー料金や鉄道・バス運賃、の一部を助成します。

(3) 地域生活への移行支援

施設に入所している人や退院可能な精神障害のある人が、本人の希望に沿って円滑に地域生活に移行し、定着するための支援を促進します。

また、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図ります。

Ⅱ 保健・医療

1 障害の原因となる疾病等の予防・治療

現状と課題

- 障害の原因としては、遺伝子や染色体に異常があつて非常に早期から障害を生じる場合、母体内の環境や条件によって障害を生じる場合のほか、出産の前後に原因のあるもの、生まれてから、あるいは成人や高齢になってからの疾病や事故等が考えられます。
- 本市では、障害の予防や早期発見のため、妊婦に対する健康診査、乳幼児健康診査などの母子保健事業を行っています。健康診査は、早期発見による疾病等の発生予防、疾病や異常の早期発見の機会として重要であり、必要に応じて保健指導や早期治療に結びつける機会でもあります。しかし、保護者の障害に対する受容しがたい気持ちなどから早期療育や早期治療に結びつけられない場合もあります。また学校においては、就学時や毎学年定期に児童生徒の健康診断を行っており、早期発見や早期療育に努めています。
- 健康寿命の更なる延伸に伴い、生活の質の向上を実現し、元気で明るい高齢社会を築くためには、疾病の早期発見や治療に加えて、「若いうちから生活習慣の見直し」などを通じて、積極的に健康を増進し、生活習慣病の発症予防や重症化予防に重点を置いた対策を推進することが必要です。
- 複雑化する現代社会では、家庭・学校・職場等の日常生活の場でのストレスが増大し、神経症やうつ病、アルコール依存症等の疾患をはじめ、ひきこもりなど様々な形で心が不健康な状態にある人がいます。こうした人たちが地域で孤立して症状が悪化しないよう、適切な対応が必要になっています。
- 労働災害等が原因となって障害を有するようになる人は少なくありません。日ごろから労働安全等についての一層の啓発活動が重要です。

施策の方向

障害の原因となる疾病等の適切な予防及び早期発見の推進を図り、出生から高齢期に至る健康の保持・増進等のため、健康診査等の各種施策を推進します。

具体的施策

(1) 妊婦の健康診査及び各種相談の充実

健やかな子どもを産み育てるために、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及や、健康診査の実施、及び各種相談の充実を図ります。

(2) 乳幼児期の健康診査及び療育体制の充実

乳幼児期の各種健康診査を推進し、健康診査で障害の疑いが見られる乳幼児について、医療機関への受診勧奨を行うとともに、必要に応じて療育機関への移行を助言します。

(3) 青・壮年期以降の予防対策の充実

健康づくりと生活習慣病の予防・早期発見のため、健康診査や相談、健康教育等の保健事業を推進します。

(4) 労働安全思想等の啓発

労働災害が原因となる障害の発生を予防するため、関係機関と連携して未然防止対策の啓発を行います。

(5) 保健・医療サービス等に関する適切な情報提供

障害の特性に応じた保健・医療等に関する適切な情報提供体制の充実を図ります。

2 適切な保健・医療の提供

現状と課題

- 保健・医療サービスは、障害による機能低下の軽減、二次障害の予防、健康の増進、社会復帰のためのリハビリテーション等、障害のある人の自立を支援するために重要な意義を有しています。そのため、適切なサービスが受けられるよう、今後とも体制の整備を図るとともに、必要に応じて医療費等の公費負担制度による支援を図ることが重要です。

また、障害のある人の高齢化や障害の重度化が進行する中、福祉サービスの提供とともに、保健・医療サービスの提供が一体となって障害のある人の生活の質の向上を図ることが不可欠です。

- 障害のある人が医療を受けるに当たって、現状ではコミュニケーションやアクセスなど社会的不利が存在し、地域で健康な暮らしを送るためには、関係機関と連携して受診しやすい環境の整備に努めることが求められています。

- 難病を有する人に対しては、国が指定した特定疾患について、医療費の一部又は全部を国と県で助成しています。

また、障害者総合支援法の対象となる疾病であれば、障害者手帳の有無に関わらず、必要と認められた支援が受けられます。

今後とも難病を有する人の自立と社会参加を促進し、障害福祉サービスを活用しながら、地域において安心して生活できるよう支援を行っていくことが重要です。

施策の方向

障害の早期発見及び障害に対する医療の提供により、障害の軽減並びに重度化・重複化、二次障害及び合併症の防止を図るとともに、障害のある人に対応した適切な保健サービスを提供します。

具体的施策

(1) 指導・援助の充実

医療機関、保健師、ホームヘルパー、地域包括支援センター、保健センター、居宅支援事業所と連携しながら要援護者の把握に努め、適切な医療、リハビリテーションが受けられるよう、指導援助の充実を図ります。

(2) 医療費の給付等の推進

医療が必要な障害のある人が安心して適切な治療を受けることができるよう、医療費助成事業（福祉医療）等による医療費の負担軽減を推進します。

(3) 健康づくりの推進

市民の生活の質を向上させるために、健康的なライフスタイルの形成を目指します。疾病の予防、それにともなう障害の予防又は軽減等を図るため、健康教育、訪問指導、健診等の保健事業を推進します。

(4) かかりつけ医等の確保

障害のある人の障害の程度や健康状態を常に把握し、適切な医療の提供が受けられる「かかりつけ医」や「かかりつけ歯科医」、「かかりつけ薬剤師」を確保するよう、普及を図ります。

(5) 受診しやすい環境の整備

コミュニケーションを取ることが不得手な障害のある人が、受診の際に円滑に診療を受けられる方策について検討します。

(6) 歯科保健・医療の推進

通院することが困難な障害のある人を対象とした障害者巡回歯科診療については、関係各機関と連携しながら要援護者の把握に努め、同事業の啓発広報と利用の拡大を図り、障害のある人の歯の健康づくりを支援します。

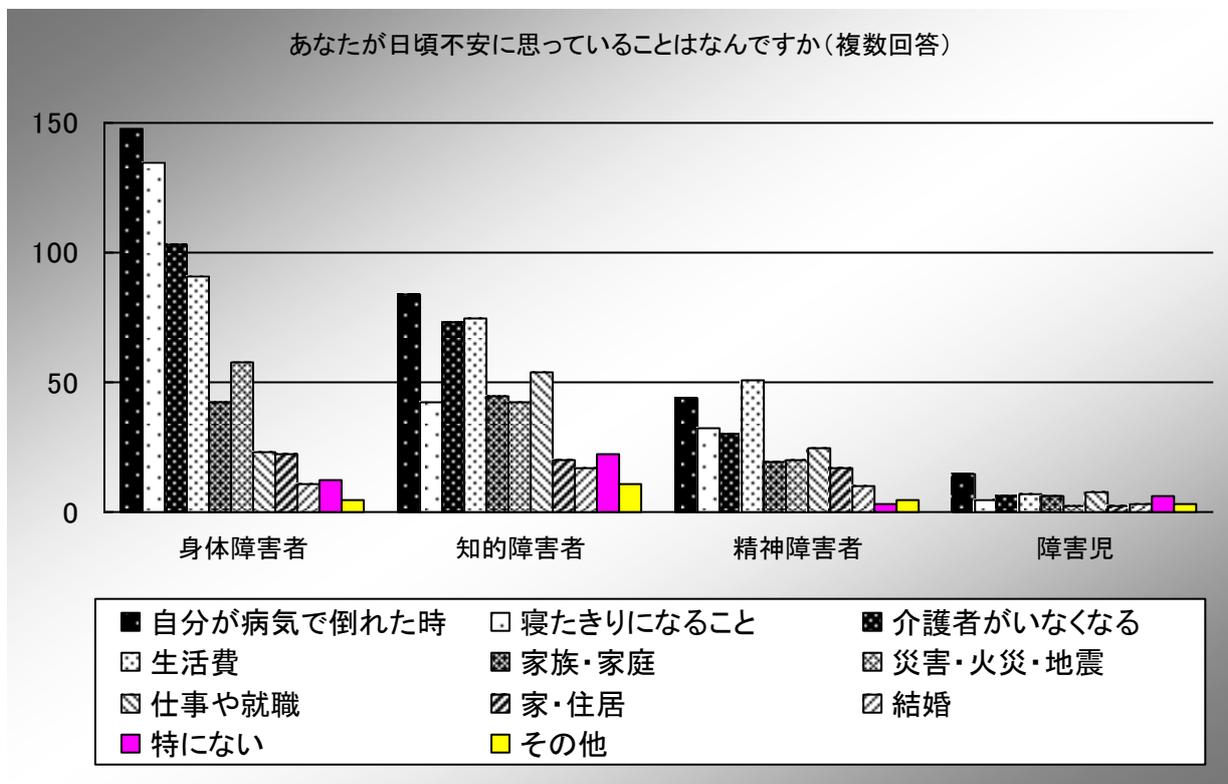
(7) 難病相談事業等の推進

難病患者やその家族に対する相談や訪問、患者会への支援等を通して、難病患者の療養生活の支援を推進します。

3 精神保健福祉施策の充実

現状と課題

- 従来、精神障害のある人への施策は、医療が中心のものでしたが、昭和62年の精神衛生法から精神保健法への改正にはじまる一連の法律、制度の改正により大きな転換を受け、福祉施策の導入に加え、身体障害のある人や知的障害のある人と同じ障害のある人として位置付けられるようになるなど、自立と社会参加の促進等が図られています。
- 本市では、平成14年4月に保健所業務の長崎県からの移管に伴い、相談事業等を通じて、障害の啓発と支援に努めていますが、精神障害のある人の社会復帰や地域における自立生活への支援については、他の障害に比べ十分とはいえません。
- 障害者アンケート調査において、精神障害のある人の「日頃不安に思っていること」は、「生活費のこと」が20%と最も多く、次いで「病気で倒れた時のこと」、「寝たきりになること」となっています。
 こうしたことから、精神障害のある人の中には、経済的なことや病気などで悩みながら生活している人がいることが伺えます。



○ 思春期におけるいわゆるひきこもり、不登校、家庭内暴力など心の問題が社会問題化しています。また、心的外傷体験により生じるPTSD（心的外傷後ストレス障害）は長期間の療養を要することから、適切な対応が求められています。

○ 自殺者の増加は大きな社会問題となっています。警察庁資料によれば、わが国の年間自殺者は平成27年には2万4千人を超えています。

長崎県においては、平成27年は262人の自殺者があり、人口10万人当りの自殺者は18.9人となっています。本県における自殺の原因や動機として、1位は健康問題、次いで経済・生活問題となっており、うつ対策や心の健康問題に対する対策は、今後も重要な課題と考えます。

施策の方向

精神障害のある人に対する保健・医療・福祉施策及び市民の心の健康づくりを一層推進するとともに、精神保健の知識及び精神障害のある人への正しい理解について、普及・啓発を行います。

また、施設や病院から住み慣れた地域での生活へ移行するために、地域移行・地域定着の支援を図ります。

具体的施策

(1) 精神保健や精神障害のある人に対する正しい理解の促進

精神疾患は誰でもかかる可能性のある疾患であり、適切な治療により症状の安定や消失、治癒が可能であることを啓発するとともに、精神保健や精神障害のある人に対する正しい理解の促進を図ることが必要です。そのため、講演会等あらゆる機会を通じて、普及啓発に努めます。

(2) 心の健康対策の充実

複雑多様化した現代社会において、過度のストレスから心や身体の健康を害する人、うつ、ストレス疾患等の心の健康を害した人に対するケアとして、保健や医療等についての相談支援体制の一層の充実を図ります。

また、学校、職域及び地域における心の健康づくり対策を推進し、精神疾患の早期発見の機会の充実を図ります。

(3) 日中活動の場の充実

ひきこもりがちな精神障害のある人に積極的に地域に出向いてもらうため、障害者地域活動支援センターの拡充により、自立と社会参加の促進を図ります。

(4) 関係部局の連携強化

精神障害のある人の自立と社会参加を促進するため、保健、医療、福祉等を所管している部局の一層の連携強化を図るとともに、関連する施策について総合的に取り組みます。

第2節 リハビリテーションの推進

I 教育・社会参加

1 障害児療育の充実

現状と課題

- 障害のある子どもに対しては、できるだけ早期に、特に発達期にある乳幼児期に必要な治療と指導訓練を行うことによって、障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図り、将来への社会参加へとつなげていく必要があります。
このため、健康診査等により早期発見を図るとともに、障害の程度に応じ、適切な療育を実施する体制の整備を図ることが重要です。
- 本市では、保育所等において、受け入れ可能な障害のある子どもに対する障害児保育を実施しており、年々そのニーズは高くなっています。
また、障害のある子どもの療育の場として、児童発達支援や放課後等デイサービスを提供する事業所が徐々に整備されてきました。
- 障害のある子どもに対する支援を行うためには、乳幼児期から学校卒業後にわたって、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携をとりながら障害のある子ども及びその保護者に対する相談及び支援を行うことが重要であり、そのためにも連続した相談支援体制を整備することが必要です。

施策の方向

就学前の障害のある子どもへの療育は、次のライフステージに向けてのスタートラインと位置付け、障害の程度に応じたきめ細やかな相談・支援を行います。

具体的施策

(1) 障害児保育に従事する保育士等の資質の向上

障害児保育に従事する保育士等の障害に対する理解を深め、行動の意味を汲み取りながら適切に対応できるよう研修や講演会等への参加を働きかけます。

(2) 関係機関との連携の強化

特別な支援を必要とする子どもに対する発達支援を行うため、保健、医療、福祉、教育等の関係機関、長崎県発達障害者支援センター「しおさい」、家族会等との連携を強化し、関係機関の相互理解と地域療育の向上を図ります。

(3) 療育機関の専門性の向上

早期療育機関である児童発達支援や放課後等デイサービスの各事業所では、一人ひとりのニーズに応じた適切な支援を行うため、施設の専門性を高め、地域療育の推進に努めます。

(4) 療育体制の整備

乳幼児期から一貫した支援体制がとれるよう、保健、福祉、教育の役割と機能について、全庁的な取り組みの中で検討します。

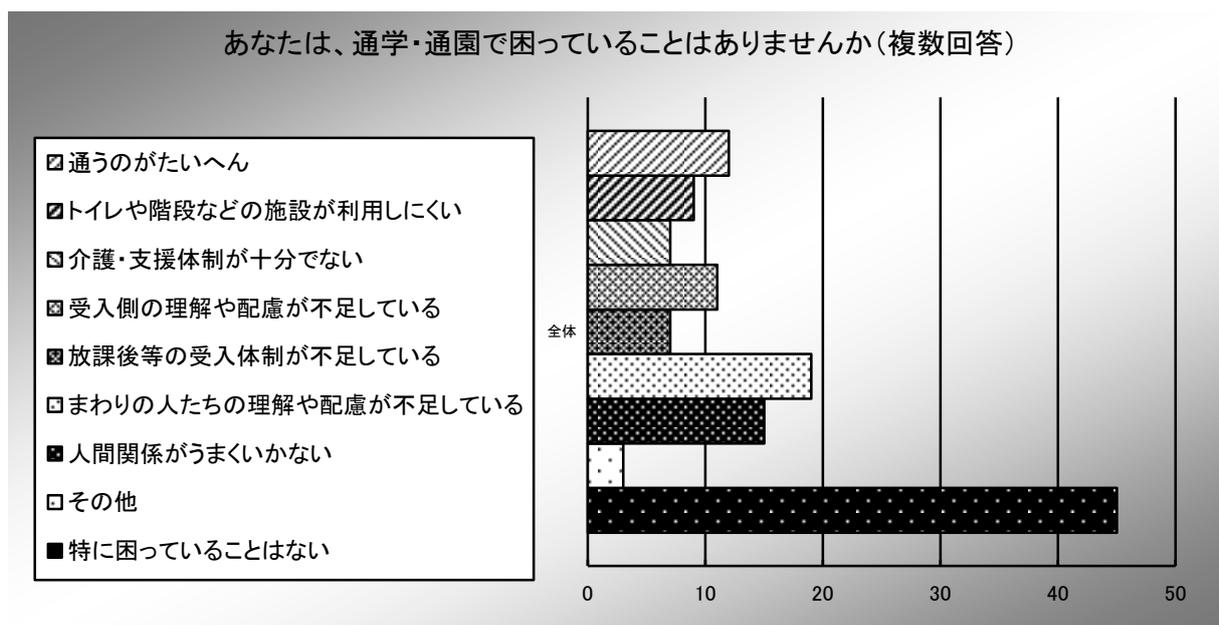
(5) 相談体制の充実

障害児の就学に関する保護者の相談に応じるため、就学相談事業の充実を図ります。

2 教育環境の充実

現状と課題

- 障害のある子どもについては、その能力や可能性を最大限伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、一人ひとりの障害の程度に応じ、きめ細やかな教育を行う必要があります。このため、障害の程度等に応じ、盲学校、ろう学校、特別支援学校、小・中学校の特別支援学級及び通級指導教室において特別な教育課程のもとで指導が行われており、また、教材や施設、設備等の教育環境についても障害に配慮した整備が図られています。
- 障害者アンケート調査において、学校や施設、幼稚園・保育園への通学や通園については「特に困っていることはない」が最も多くなっていますが、困っていることについては「まわりの人たちの理解や配慮が不足している」が23%と最も多く、次いで「人間関係がうまくいかない」、「通うのがたいへん」となっています。



- 本市における義務教育段階の障害のある児童生徒の数は、平成28年5月1日現在、特別支援学校に33人、市立小・中学校の特別支援学級に42人、通級指導教室に162人となっています。
- 本市では障害の種別や程度に応じた特別支援学級や通級指導教室の整備に努めており、平成28年度は特別支援学級が22学級、通級指導教室が14教室設置されています。

- 特別支援学級の対象となっている児童生徒に加え、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等の児童生徒を含め、その一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な教育的支援を行う特別支援教育への転換に向けた取り組みが必要です。
- 不登校の児童生徒のために、スクールカウンセラー等の増員により学校における教育相談の充実を図るとともに、発達障害等に起因する不登校の児童生徒に対する指導の充実がもためられています。
- 障害のある子どもと障害のない子どもや地域の人々が活動を共にすることは、すべての子どもの社会性や豊かな人間性を育成する上で大きな意義があり、同じ市島原市に暮らす市民として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支えあって生きていく大切さを学ぶ重要な機会です。

施策の方向

障害のある児童生徒に対して、一人ひとりの障害の状態等に応じたきめ細やかな教育や指導を行います。

具体的施策

(1) 福祉教育の推進

障害のない児童生徒が障害や障害のある人について正しい理解と関心を深め、思いやりの心や社会奉仕の精神等を育成するため、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が自然に交流できる教育を推進します。

(2) 通級指導教室や特別支援学級の充実

障害のある児童生徒の一人ひとりの障害の程度に応じた指導を行うための教室や、特別支援学級の整備に努めます。

(3) 教員の専門性と資質の向上

障害の重度・重複化や発達障害等、子どもの特別な教育的ニーズに応じた多様な教育を充実させるため、専門研修や職務や役割に応じた多様な研修の実施など、教職員に対する専門性と資質を一層高めるための取り組みを推進します。

(4) 学校施設の整備

校舎等の建設、改造に当たっては、障害児に配慮した洋式トイレを各所に設置し、玄関のスロープ化と階段への手すりの設置など、障害児が安心して教育を受けられる環境整備に努めます。

(5) スクールソーシャルワーカーの配置

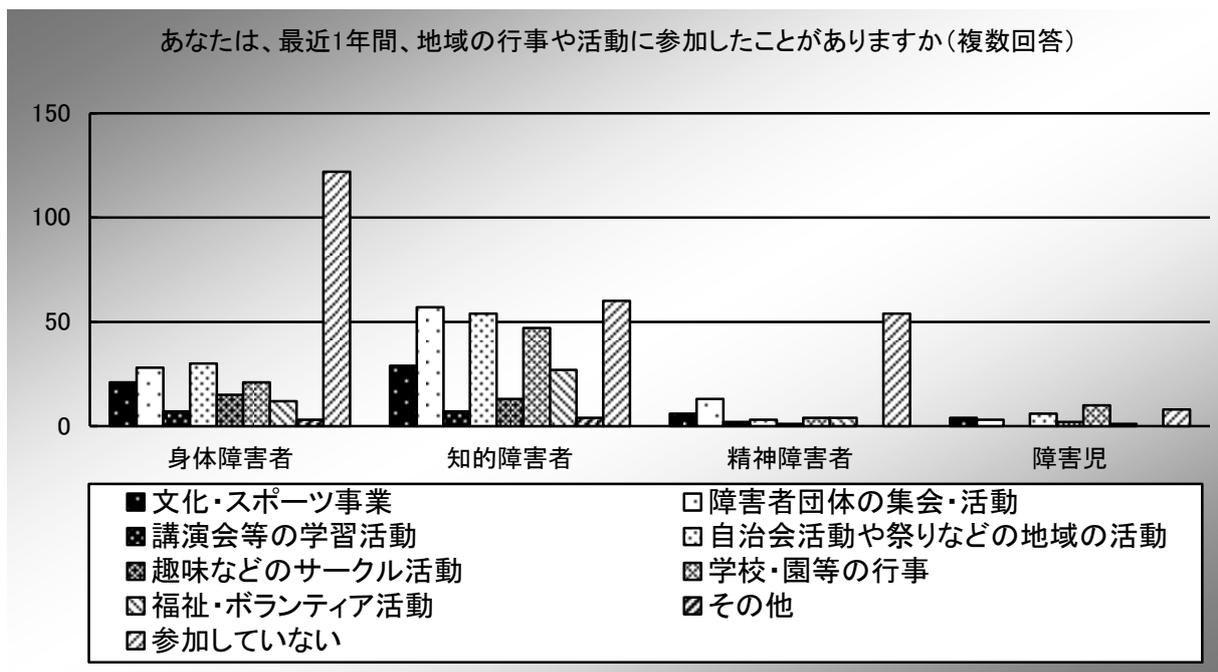
学校に行くことができないなど、暮らしの中での困りごとを抱えている児童生徒や家庭、また、その対応に苦慮する先生などを支援し、子どもたちの健全な学校生活を送れるようスクールソーシャルワーカーの配置が図られるよう要望していきます。

3 文化活動・スポーツ活動の振興

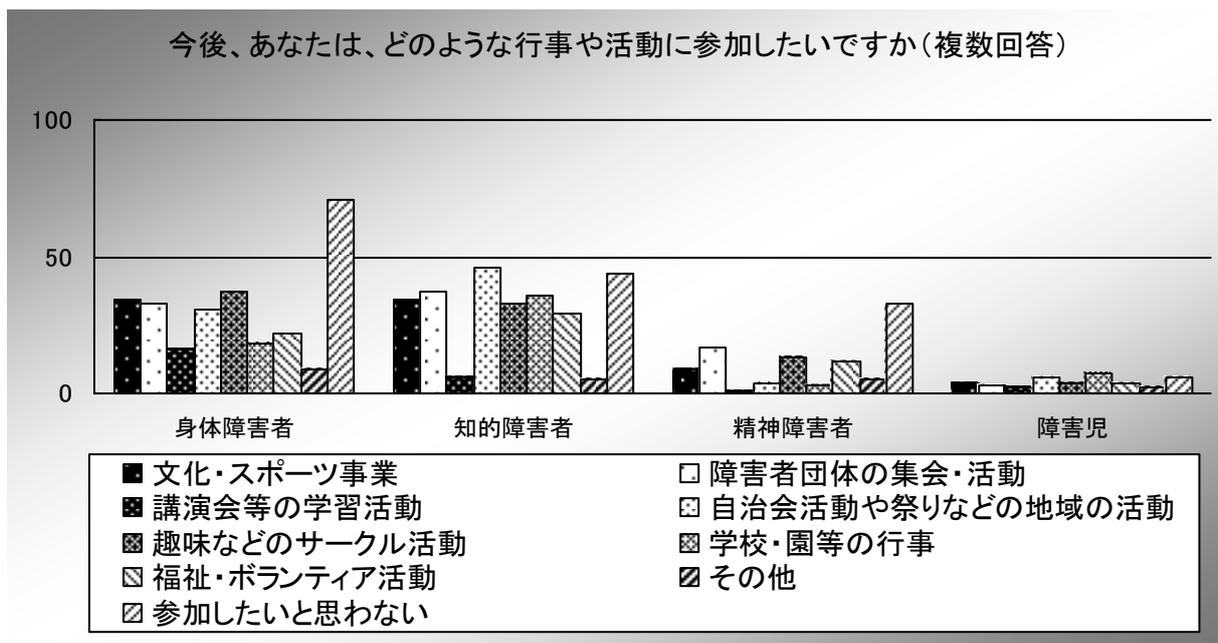
現状と課題

- 文化活動は、障害の有無にかかわらず様々な人々との幅広い交流が図られるものであり、文化活動を通して地域社会におけるノーマライゼーションの理念の普及・啓発を期待することができるため、積極的に振興を図る必要があります。
また、障害のある人の製作した作品等は、障害のある人の生活を豊かにするだけでなく、障害のない人への理解と関心を深める上で効果があります。
- 文化活動を始めようとする障害のある人に対し、必要な情報を提供できる窓口の確保や障害のある人自らが製作した作品展や障害のある人が演出する活動等について、発表できる機会の確保を図ることが必要です。
- 障害のある人が文化活動をしようとする際に、様々な要因により自由な活動が制約されることがあります。そのため、ハード、ソフト等あらゆる面において、障害のある人の文化活動の場を確保するための取り組みを進める必要があります。
- 一方、スポーツ活動は、長崎県においては、障害者スポーツの普及、振興を図ることにより、障害者の心身の健康維持・体力増強とともに、より積極的な社会参加を促進し、生活の質の向上を図ることを目的に「長崎県障害者スポーツ協会」が、平成16年度に設立され、障害者スポーツの振興が図られています。
本市から全国障害者スポーツ大会へ出場する選手も輩出されるなど、競技レベルの向上や専門性の高まりは著しいものがあります。
障害のある人のスポーツは、レクリエーションとして、あるいは競技スポーツとして、自らの興味に応じて選択できる自主的なものへと広がりつつあります。
- 障害者スポーツをより広く積極的に推進していくためには、障害の種別を超えまた、行政の枠に留まらず、民間でも幅広く取り組んでいくことが必要であり、障害のある人が気軽にスポーツを楽しめるよう、周辺環境の整備や指導員の養成等、体制の整備を図ることが求められています。
- 障害者アンケート調査において、地域の行事や活動への参加については、身体、知的及び精神に障害のある人ともに「参加していない」が最も多く、参加の中では、身体障害のある人の22%が「自治会活動や祭りなどの地域の活動」、知的障害のある人の24%及び精神障害のある人の40%が「障害者団体の集会・活動」で最も多くな

っています。障害児では「学校・園等の行事」が39%と最も多くなっています。



- 今後の参加意向については、身体及び精神に障害のある人ともに「参加したいと思わない」が最も多く、次いで「趣味などのサークル活動」や「文化・スポーツ事業」、「障害者団体の集会・活動」が多くなっています。また、知的に障害のある人では「自治会活動や祭りなどの地域の活動」が最も多く、「参加したいと思わない」を上回る結果が出ています。障害児では、参加意向についても「学校・園等の行事」が最も多くなっています。



施策の方向

障害のある人の文化・スポーツ活動を振興するため、障害のある人が利用しやすい施設の整備や、情報の提供、障害者スポーツ指導員の育成等を推進します。

具体的施策

(1) 作品展等の発表機会の確保等

障害のある人が製作した作品展や演劇等は障害や障害のある人への理解と関心を深める上で効果的なことから、多くの市民が集まる場所で作品展等を開催できるよう支援するとともに、イベント情報の広報に努めます。

(2) スポーツ教室の開催

障害の特性に応じたスポーツができるよう、スポーツ教室を開催し社会参加や機能回復、体力増強を図ります。

(3) 各種スポーツ大会等への参加促進

障害のある人のスポーツの取り組み状況や各種スポーツ大会への参加の意向を踏まえ、関係スポーツ団体等に障害のある人の競技への参加を要請します。

(4) 施設使用料の減免等

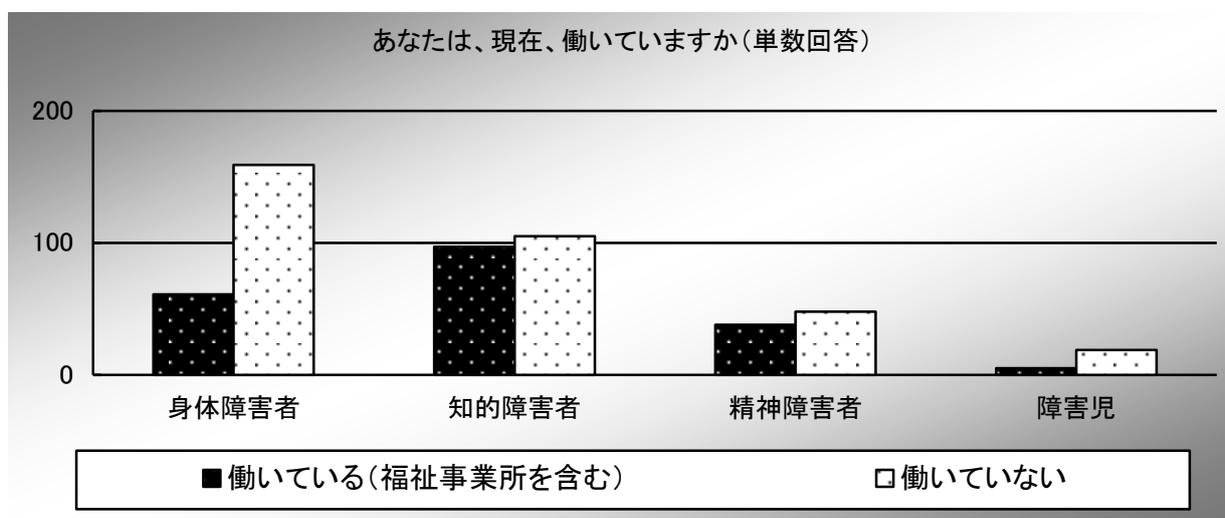
障害者の文化・スポーツ活動の推進を図るため、市有施設等の障害者への優先使用及び施設使用料の減免を要請して行きます。

Ⅱ 就労支援

1 雇用の啓発と促進

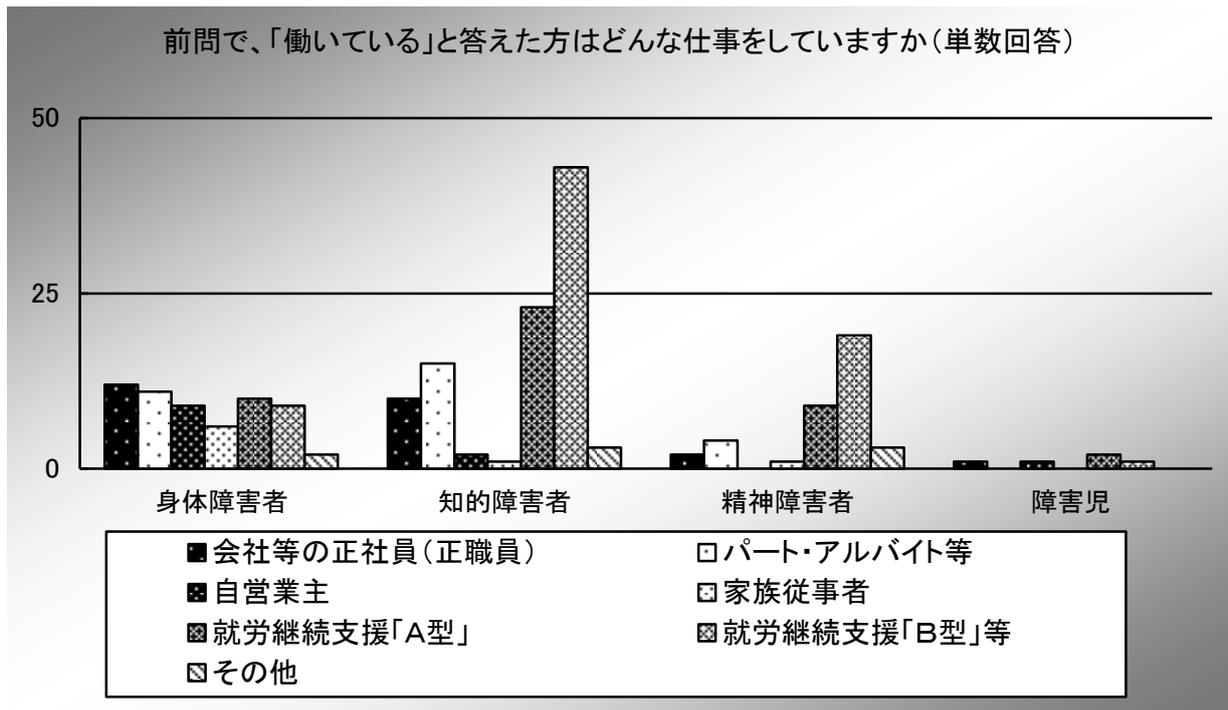
現状と課題

- 雇用・就業は障害のある人にとっても自立と社会参加の重要な柱であり、日々の生活に生きがいとめりはりを持つ重要な意義を有しています。しかし、障害のある人が適性と能力に応じた職業に就き、働くことを通じて社会参加し、自立した生活を送ることは多くの困難が伴っています。
- 障害のある人については、「障害者雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業、地方公共団体は、一定割合以上の身体障害のある人、知的障害のある人及び精神障害のある人を雇用しなければならないこととされています。
一般の民間企業における障害のある人の法定雇用率は 2.0% ですが、本県は平成 28 年 6 月 1 日現在で 2.21% となっております。県内で雇用されている障害のある人の数は 2,852 人となり、前年より 4.1% (112.5 人) 増加し、過去最高となっております。一方、障害のある人を雇用していない法定雇用率未達成企業の割合は 41.6% となっております、改善が求められます。
- 障害者アンケート調査結果で、「働いている」人は、身体障害のある人で 28%、知的障害のある人で 48%、精神障害のある人で 44% となっております。全体では 38% の人が働いているとなっております。



- 就労形態としては、身体障害のある人では、「会社等の正社員（正職員）」が 20%と最も多く、次いで「パート、アルバイト等」、「就労継続支援A型事業所」の順となっており、知的障害のある人の 44%及び精神障害のある人の 50%が「就労継続支援B型事業所等」で最も多く、次いで「就労継続支援A型事業所」、「パート、アルバイト等」の順になっています。

概ね、身体障害のある人は、一般の企業等で就労する人が多く、知的障害のある人や精神障害のある人は、福祉的就労の場が多くなっています。



- 障害のある人にとって必要な就労環境は、事業主や職場の人が障害のある人の雇用について十分な理解を持つとともに、障害にあった働き方ができることにより、障害のある人の雇用が図られ、職場への定着が促進されるものと考えます。

また、就職や職場適応の就業面の支援だけでなく、生活習慣の確立や日常生活の管理などの生活支援と一体となった総合的な支援が展開できる体制づくりも必要です。

- 障害のある人の雇用・就労の場として、障害の程度や特性などから、「一般就労」と「福祉的就労」に分けて、各種施策の推進を図ってきました。障害者総合支援法の就労移行支援事業や就労継続支援事業は、障害のある人の自立と社会参加に向けた基盤として、仕事を通じて社会参加を進めていくという役割を担っています。

また、本人の能力や意向に応じて「福祉的就労」から「一般就労」への移行を支援する体制を整備することも必要です。

- 障害のある人の中に、自宅でひきこもったまま社会との接点が遮断されている人もいます。こうした人の社会参加を促進し、生活にメリハリを持たせるための施策の検討が必要です。
- 就労訓練等で生産した製品の販路は主として施設関係者の人脈に頼って行われていますが、販売拡大によって収益を上げるための支援策が必要です。

施策の方向

障害のある人が能力を最大限に発揮し、社会に貢献できるよう、その特性に応じ、多様な働き方を可能にする支援の充実を図ります。

具体的施策

(1) 事業主及び市民への啓発

障害者雇用支援月間（9月）に行われる雇用促進キャンペーン等に積極的に参加し、障害者雇用への市民の理解の浸透を図ります。市広報等を活用して啓発活動を推進します。

(2) 本市における障害のある人の雇用の推進

障害者雇用の未達成事業所の理解を深めるため、公共職業安定所と連携を図りながらPR活動を推進し、障害のある人の能力や適性に応じた雇用の場の確保に努めます。

(3) 就労の場の確保

障害のある人の自立した生活を推進するため、島原市自立支援協議会の下部組織である「しごと部会」において、職場体験のための交通費助成や受入企業へ助成等、障害のある人の就労を確保するための支援に努めます。

(4) 「障害者優先調達推進法」の活用

平成25年4月に施行された、いわゆる「障害者優先調達推進法」により、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために、施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図ります。

第3節 バリアフリー社会の実現

I 生活環境

1 住まいのまちづくりの推進

現状と課題

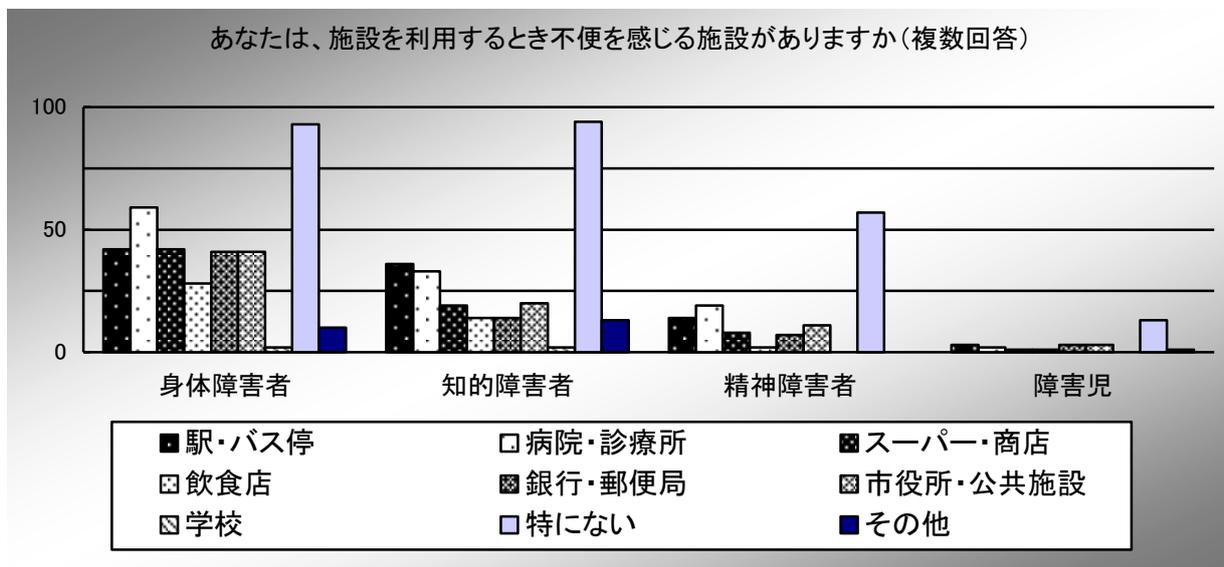
- ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある人が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らし、積極的に社会参加できるようにするためには、建築物、道路、公園、公共交通機関等の施設や設備を安全かつ円滑に利用することができるよう、バリアフリー化を進めるとともに、今後は障害の有無にかかわらず誰もが利用しやすい施設や設備を設計する「ユニバーサルデザイン」の考え方を取り入れていく必要があります。
- 国は平成6年6月に高齢者や身体障害のある人などが円滑に利用できる建築物の建築促進を目的として、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（以下「ハートビル法」という。）を制定しました。ハートビル法は、あらゆる人の利用が想定される建築物の建築主に対し、高齢者や身体障害のある人等が円滑に建築物を利用できる措置を講ずることを努力義務として課しています。

本格的な高齢社会に備えて、高齢者や身体障害のある人等の一層の自立と社会参加を促進するため、良質な建築物のストックを高めることを目的とし、平成15年4月には一定要件の施設のバリアフリー化を義務づけるよう改正されています。

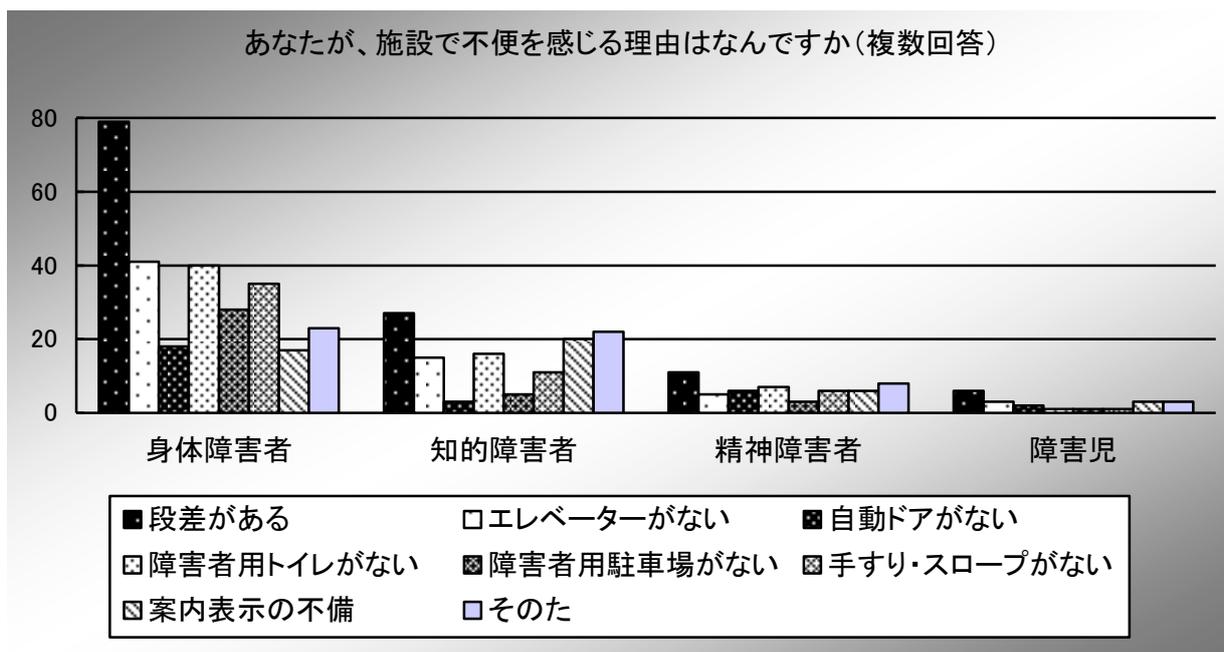
一方、高齢者や身体障害のある人等の公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を促進するため、鉄道駅等の旅客施設及び車両について、公共交通事業者によるバリアフリー化を推進することや鉄道駅等の旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が策定する基本構想に基づき、旅客施設、周辺の道路、駅前広場等のバリアフリー化を一体的に推進することを目的に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」という。）が平成12年11月に施行されています。

さらには平成18年12月に、旅客施設だけではなく建築物も含めた連続したバリアフリー空間の形成などに向けた総合的なバリアフリー化を目指し、ハートビル法と交通バリアフリー法を一体化させた「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」が施行されました。

- 障害者アンケート調査で「不便を感じる施設」は、身体障害のある人の 23%及び精神障害のある人の 31%が「病院・診療所」で最も多く、次いで「駅・バス停」「スーパー・商店」となっています。知的障害のある人では「駅・バス停」が 26%と最も多く、次いで「病院・診療所」「市役所・公共施設」となっています。障害児では「駅・バス停」「銀行・郵便局」「市役所・公共施設」が多くなっています。



- 障害者アンケート調査で「施設で不便を感じる理由」は、身体、知的、精神及び障害児のすべてにおいて「段差がある」が全体で 27%と最も多く、次に多いものとして、身体障害のある人では「エレベーターがない」「障害者用トイレがない」が、知的、精神障害のある人及び障害児では「案内表示の不備」などとなっています。



- 障害のある人が地域で自立した生活を営むためには、地域において生活できる多様な暮らしの場の確保は極めて重要な課題です。このため、住宅の改修、グループホームの拡充や市営住宅のバリアフリー化を推進するなど、住環境の整備に取り組むことが必要です。

施策の方向

障害のある人が地域で安全に安心して生活し、社会参加できるよう、公共建築物、道路、公園、住居等の生活空間のバリアフリー化を推進します。

具体的施策

(1) 市有建築物の整備

市庁舎（本庁）については、現在建替え中であり、障害のある人の利便性に配慮した庁舎となるよう設計を進めています。その他の市有建築物についても、障害のある人にとって利用しやすいものとなるよう、長崎県福祉のまちづくり条例に基づき整備を図ります。

(2) 障害者用トイレの整備

市有施設の新築・改築に際しては、障害者用トイレや多目的トイレの設置に努めます。特に障害者用トイレは、身体障害のある人が如何に利用しやすいか、あるいは、支援者の介助が容易にできるよう、障害者団体等の意見を聴きながら、整備するよう努めていきます。

(3) 都市公園等の整備

長崎県福祉まちづくり条例に基づき、都市公園等の整備を図ります。

(4) 日常生活用具給付による住宅改修

障害のある人の生活の利便性を高めるため、入浴補助用具や住宅内の手すり等の日常生活用具の利用を促進します。

(5) 住宅資金貸付制度の利用促進

リフォーム工事に係る資金貸付制度の利用を促進します。

(6) 公営住宅の整備

障害のある人が安心して快適に暮らせるよう、障害者に配慮したバリアフリー仕様の公営住宅の整備を図ります。

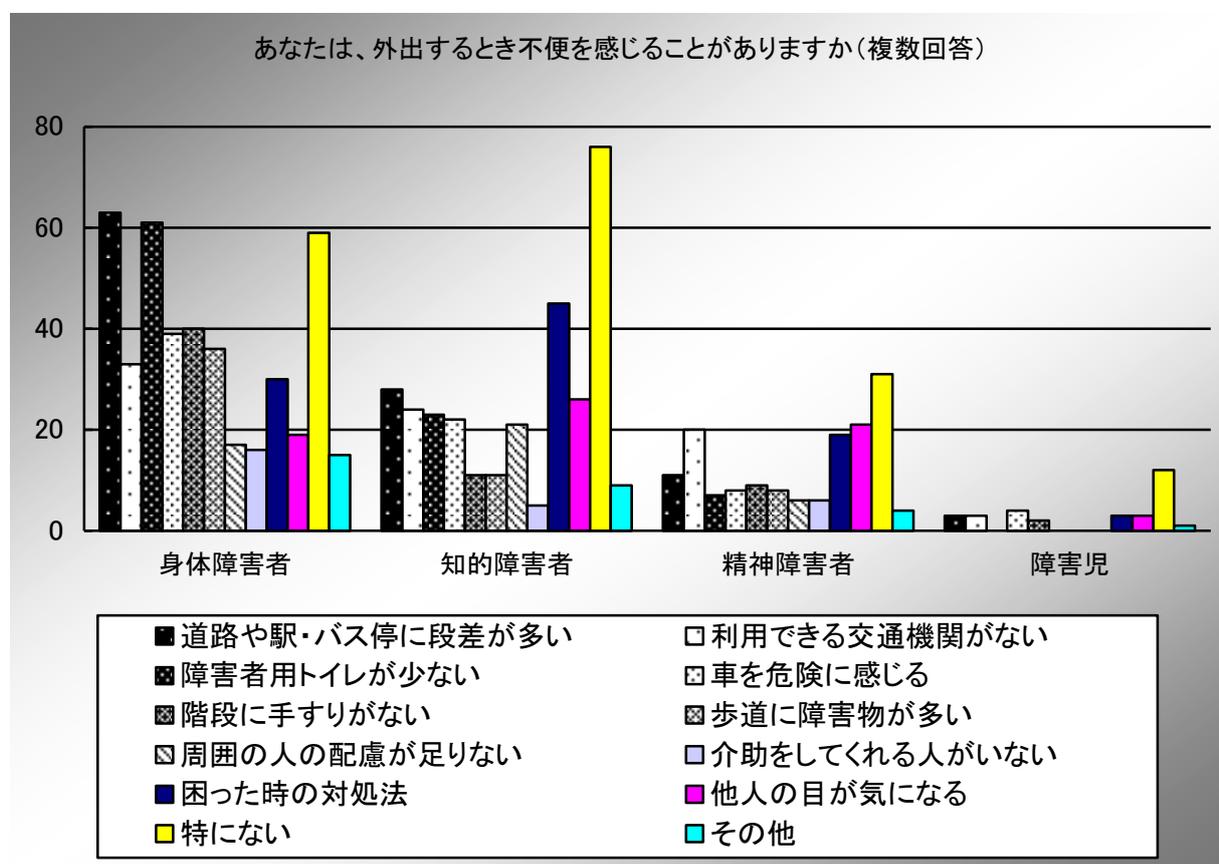
(7) 住まいに関する相談・情報提供

障害のある人が暮らしやすい住宅の新築、改造に関する、相談、指導を行う窓口体制の充実を図り、障害のある人に配慮した住宅づくりを促進します。

2 移動・交通のバリアフリーの促進

現状と課題

- 障害者アンケート調査で「外出するとき不便を感じることは」、「特になし」を除くと、身体障害のある人では「道路や駅・バス停に段差が多い」が18%と最も多く、次いで「障害者用トイレが少ない」「階段に手すりがない」で、知的障害のある人では「困ったときの対処法」が21%と最も多く、次いで「道路や駅・バス停に段差が多い」「他人の目が気になる」で、精神障害のある人では「他人の目が気になる」が18%と最も多く、次いで「利用できる交通機関がない」「困ったときの対処法」となっています。障害児では「車を危険に感じる」が22%で最も多くなっています。



- 障害のある人が自立して生活し、積極的に社会参加していく上で、まち全体を障害のある人にとって利用しやすいものへと変えていくことが求められています。

このため、道路や建物だけでなく、歩行空間、公共交通機関などの生活空間のバリアフリー化を推進し、自宅から交通機関、市街地まで連続した環境の整備を図ることが重要です。また、自家用車を利用して移動する障害のある人が、駐車場から施設まで円滑に移動できるようきめ細やかに配慮することも必要です。

施策の方向

障害のある人が地域で安全に安心して生活し、社会参加できるよう、公共交通機関、歩行空間など生活空間のバリアフリー化を推進し、自宅から交通機関、市街地まで連続したバリアフリー環境の整備に努めます。

具体的施策

(1) 道路環境整備

安全な歩行空間を確保するため「交通安全点検」等の実施により、障害のある人の意見を取り入れながら、歩道の整備、段差の解消、点字誘導ブロックの設置、音響式信号機の整備など道路環境の改善と整備を図ります。

(2) 路上放置物の排除や違法駐車の改善

視覚障害のある人や車いす利用者等の移動の妨げになる路上放置物や違法駐車物の排除、また障害者用駐車場の適切な利用については、パーキングパーミットの周知など、関係機関との連携により、啓発・広報や注意指導に努めます。

(3) 低床バス運行の充実

障害のある人等がバスを安全かつ身体的負担の少ない方法で利用できるよう、低床バスの導入などの車両整備について、関係機関へ要望し促進に努めます。

(4) ターミナル施設の整備

駅やバス停などの旅客施設を中心とした一定の地域については、障害のある人に配慮したバリアフリー地域となるよう、関係機関へ改善を要望し、促進に努めます。

(5) ハード整備を補完する「人的な対応」の促進

歩行空間のバリアフリー化の推進を基本としますが、共に支え合う地域福祉を推進する観点から、ハード整備を補完する「人的な対応」について広く啓発します。

II 情報・コミュニケーション

1 情報バリアフリーの促進

現状と課題

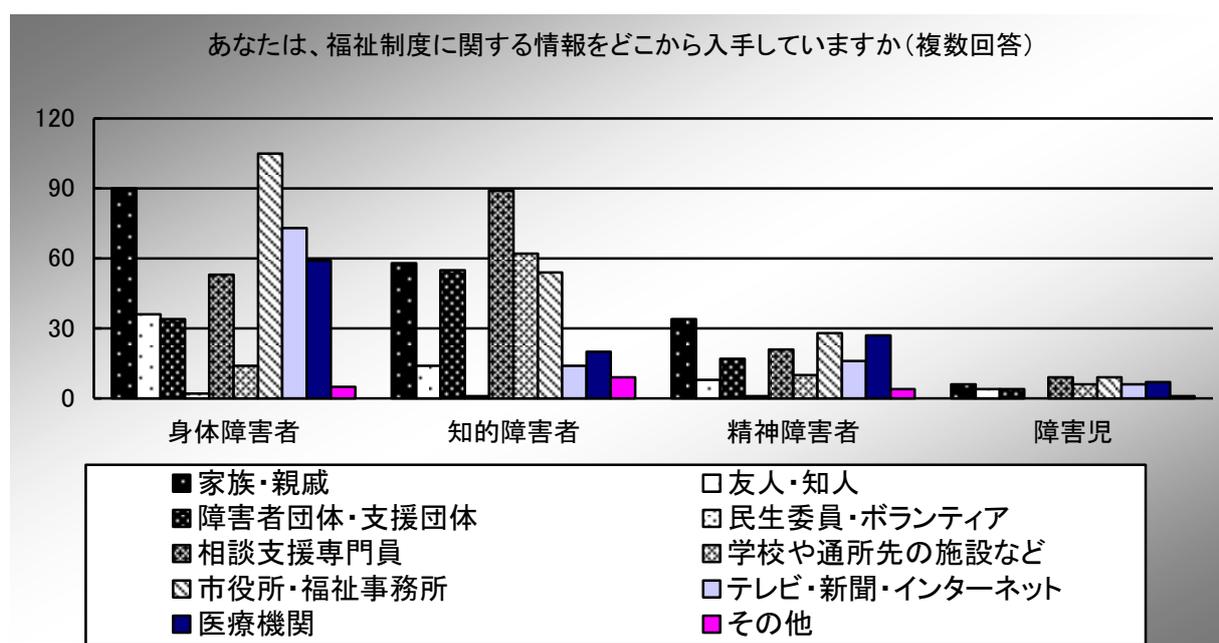
- 地域で生活するためには、誰もが必要とする様々な情報を漏れなく容易に入手でき、自ら発信できることが大切なことです。

近年のITの進歩により、自宅に居ながらにして大量の情報に接することができ、様々な形態でのコミュニケーションが可能になってきました。

電子メール機能の付いている携帯電話やスマートフォンは、聴覚障害のある人にとって外出先での連絡が容易に取れるようになるなど、有効な例もあります。

視覚障害のある人が、音声変換ソフト等視覚障害者用の各種ソフトの普及などにより自ら情報発信をしたり、情報収集ができます。

- 障害者アンケート調査で、「福祉制度に関する情報の入手先」では、身体障害のある人では「市役所・福祉事務所」が22%と最も多く、次いで「家族・親戚」「テレビ・新聞・インターネット」となっています。知的障害のある人では「相談支援専門員」が24%と最も多く、次いで「学校や通所先の施設など」「家族・親戚」となっています。精神障害のある人では「家族・親戚」が20%と最も多く、次いで「市役所・福祉事務所」「医療機関」となっています。障害児では「相談支援専門員」と「市役所・福祉事務所」がそれぞれ17%と最も多くなっています。



施策の方向

I T（情報通信技術）の活用により、障害のある人の個々の能力を引き出し、自立と社会参加を支援するとともに、障害により情報格差が生じないように、既存の事業についても推進します。

具体的施策

（１）視覚障害のある人への情報提供方法の拡充

市の広報紙や議会だよりについては、ボランティア団体が、点字版や音声テープ等への吹込み版を作成し希望者へ配付を行っており、各団体の支援の充実を図ります。

（２）郵便物の充実

視覚障害のある人が、市役所からの郵便物ということを識別出来るように封筒に切り込みを付け、一般郵便物と区別出来るように配慮します。

（３）I T機器の利用の促進

障害のある人が、市ホームページを利用して目的とする情報を容易に収集できるよう、また内容が伝わるよう配慮したページの作成・運営の管理を行い、ウェブアクセシビリティの向上、推進を図ります。

※ウェブアクセシビリティとは

高齢者や障害のある人など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件にかかわらず、ウェブ(インターネット)で提供されている情報やサービスにアクセスし利用できること

（４）障害のある人向けのI T講習会の開催

障害のある人の障害区分に応じて異なる、パソコンの操作を習得できるようにするためのI T講習会の開催を検討します。

2 意思疎通支援の充実

現状と課題

- 障害のある人の目立と社会参加を促進するためには様々な社会環境が整備されることが必要ですが、対人とのコミュニケーションを十分果たせるよう支援することも重要です。
- 視覚障害のある人のうち、視覚からの情報入手が困難な1・2級の重度の視覚障害のある人の点字の使用状況はわずかであるため、音声による情報提供等、視覚障害のある人のニーズに応じたきめ細やかな対応が必要です。
- 聴覚障害のある人、特に中途失聴者については、手話を使用する人が少ないことから、筆談や要約筆記等の文字による情報提供等、視覚障害のある人のニーズに応じたきめ細やかな対応が必要です。

施策の方向

障害のある人のニーズに応じてコミュニケーションが図られるよう、きめ細やかな対応を推進します。

具体的施策

(1) 手話通訳者等の派遣の推進

視聴覚に障害のある人の自立や社会参加を一層促進するため、手話通訳者・要約筆記奉仕員・ガイドヘルパー等の派遣体制の充実を図ります。また、緊急時における手話通訳者等の派遣体制を図ります。

(2) 人材の養成

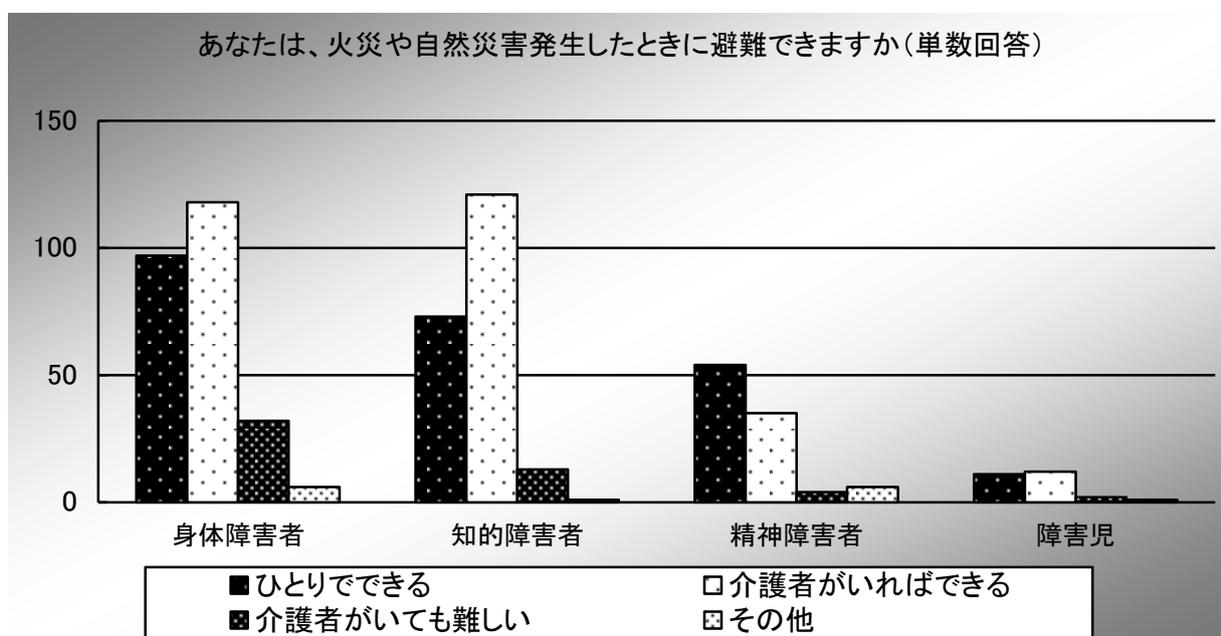
手話奉仕員などのコミュニケーションを支援する人材を養成します。

Ⅲ 安全・安心

1 防災・防犯対策の推進

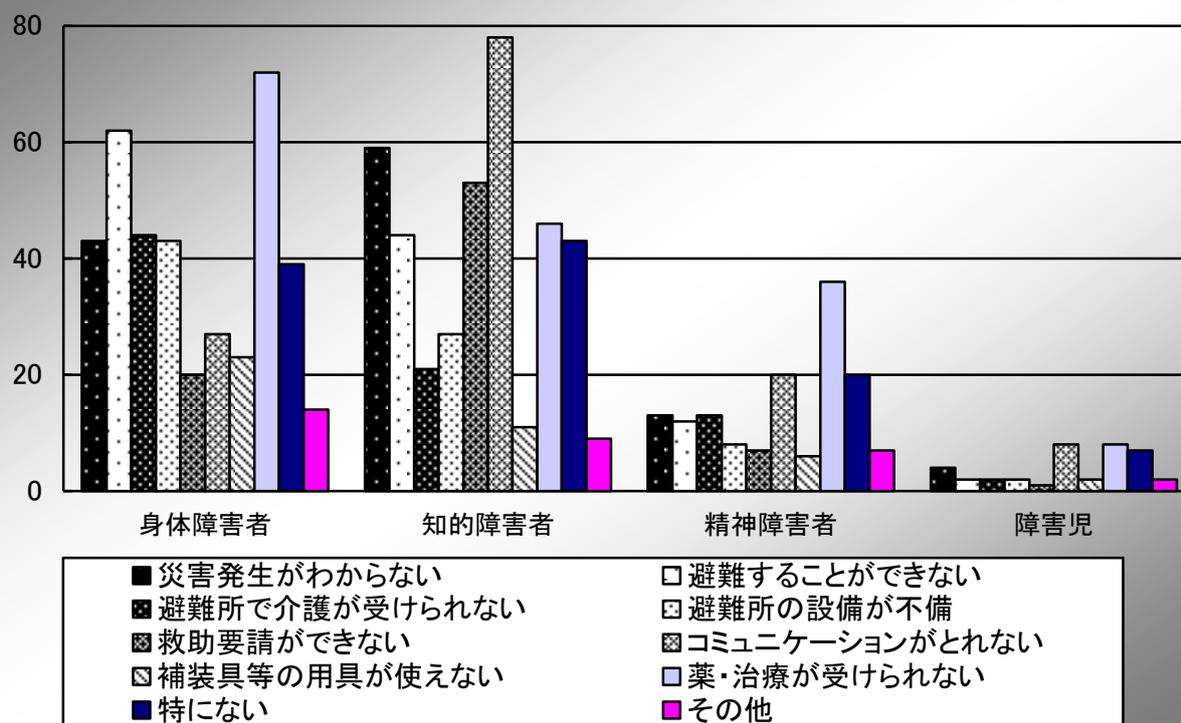
現状と課題

- 障害者アンケート調査で「災害発生時における避難」については、身体障害のある人や知的障害のある人、障害児では「介助者がいれば避難できる」が最も多く、次いで「ひとりで避難できる」「介助者がいても避難することは難しい」の順となっています。精神障害のある人では「ひとりで避難できる」が55%と最も多く、次いで「介助者がいれば避難できる」となっています。



- 障害者アンケート調査で「災害発生時の困り事」については、身体障害のある人では「薬・治療が受けられない」が22%と最も多く、次いで「避難することができない」「避難所で介護が受けられない」の順になっています。知的障害のある人では「コミュニケーションがとれない」が23%と最も多く、次いで「災害発生がわからない」「救助要請ができない」の順となっています。精神障害のある人でも「薬・治療が受けられない」が31%と最も多く、次いで「コミュニケーションがとれない」の順となっています。障害児では「コミュニケーションがとれない」「薬・治療が受けられない」が多くなっています。

あなたは、災害発生時に困ることは何ですか(複数回答)



施策の方向

障害のある人の災害時や緊急時の避難行動に対し、障害種別と特性に応じた支援の必要性がうかがえます。

障害のある人を災害や犯罪から守るため、地域の防災・防犯対策や住民ネットワークシステムの推進など、安全な暮らしを確保するための基盤づくりを整備します。

具体的施策

(1) 地域における救護体制の整備

避難支援が必要な高齢者や障害のある人を登録した「避難行動要支援者名簿」を作成し、災害発生など有事の際は、関係機関に情報提供を行います。

また、「島原市あんしん支え合い活動」として、地域での見守り活動などに活用するために個人情報提供に同意された人の名簿を別途作成し、その情報を地域の支援者と市とで共有し、日ごろからの見守り・声かけ、災害時の避難支援など見守り体制の充実を図ります。

(2) 防災避難マップ・福祉避難所の活用

防災避難マップ等を活用し、防災に対する市民の意識高揚を図るとともに、地域における避難所の周知徹底を図り、災害弱者の避難の軽減を図ります。

また、民間事業所等の協力を得つつ、障害特性に配慮した情報伝達体制の整備、適切な避難支援、安否確認ができるような体制の整備に努めます。

(3) 災害発生時の広報

災害発生時においては、防災無線や広報車等による広報活動のほか、電子メールやソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等を活用し、災害内容の情報伝達に努めます。

(4) 日常生活用具の利用促進

火災報知器、自動消火器、聴覚障害者用通信装置などの防災・防犯関連の日常生活用具の利用促進を図ります。

(5) 福祉施設の防火対策

各施設において、日頃から安全、安心なサービスが提供されるよう、消火用設備の適正配置や入居者の避難誘導等、災害・防火対策に万全を期するよう周知します。

(6) コミュニケーション支援の充実

災害発生時における避難所でのコミュニケーション不足がクローズアップされており、手話通訳者や要約筆記奉仕員による支援の充実を図ります。

また、島原地域広域市町村圏組合では、聴覚・言語障害のある人への対応として、位置情報を活用した携帯電話による緊急時の要請ができる「NET119」を導入し、障害のある人とのコミュニケーションが図れるようになり、今後は、登録者の拡大を図っていきます。

2 消費者トラブルの防止・被害者救援

現状と課題

- 障害のある人たちのなかには、適切な消費生活を送るうえでの十分な判断能力が伴っていない人もいます。そのため、適切な支援がなければ、訪問販売や通信販売等において、悪徳商法等による消費者トラブルに巻き込まれてしまう可能性があります。

市では、振り込め詐欺等の不審電話に対して、市民や警察等からの情報をもとに、早急に防災無線、防災メールにて注意喚起を行っています。誰もが安全で安心した地域生活を送ることができるよう、消費者被害を防止していくための取り組みをより一層すすめていくことが大切です。

施策の方向

障害のある人が、悪徳商法等による消費者トラブルに巻き込まれることがないように、被害防止のための取り組みをすすめます。地域において、不安を感じることなく、安心して生活することができる社会を目指します。

具体的施策

(1) 防犯対策の強化

障害がある人が振り込め詐欺等の消費者被害や該当犯罪等の、いわゆる悪徳商法の被害にあわないように、警察等と連携しながら、犯罪対策の強化に努めます。

(2) 広報・周知の充実

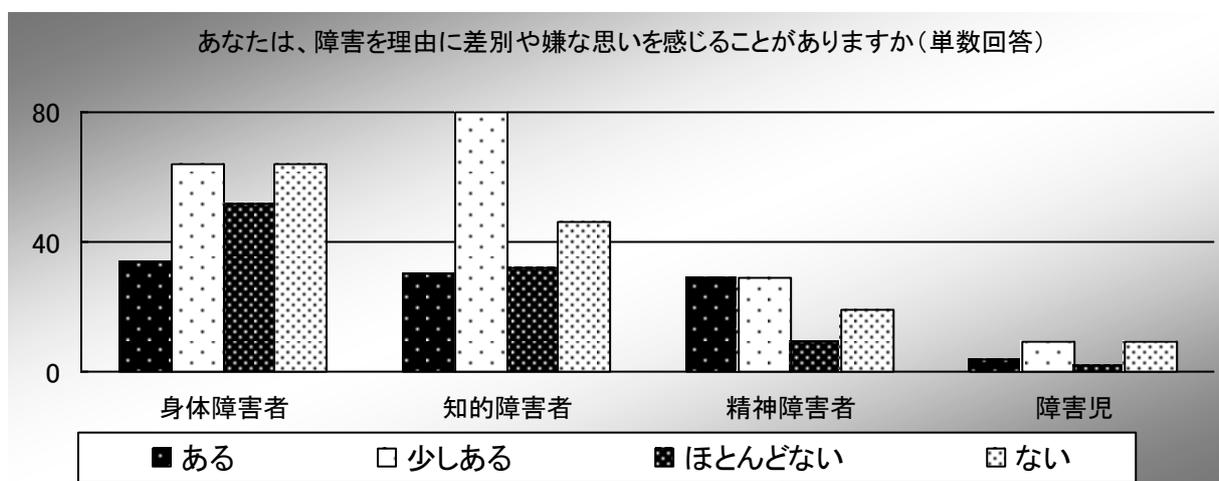
振り込め詐欺等の不審電話等が発生した場合は、防災無線や電子メール、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等を活用し、周知に努めます。

IV 差別解消・権利擁護

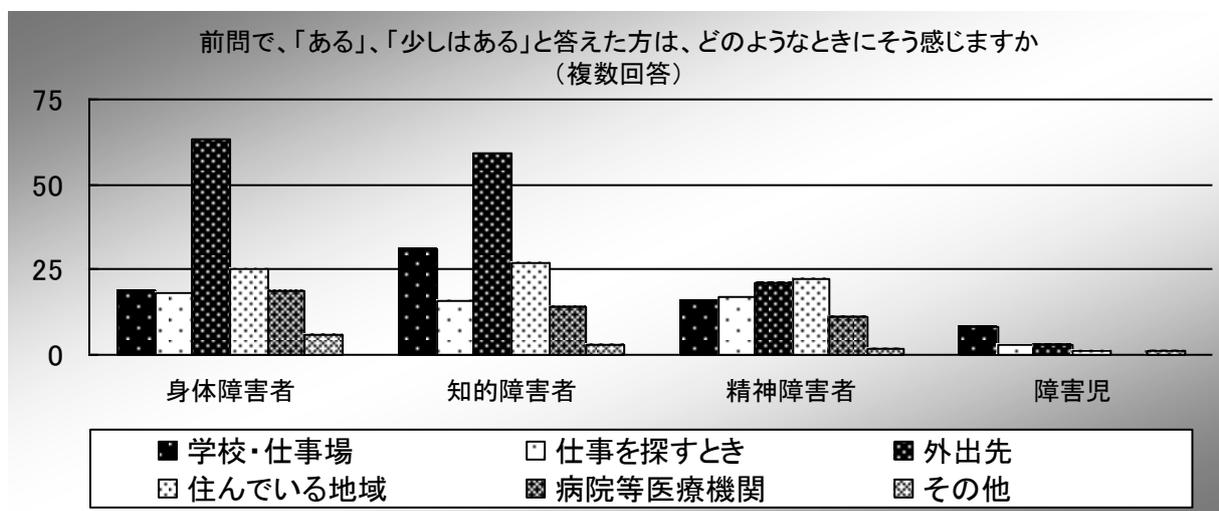
1 障害を理由とする差別の解消の促進

現状と課題

- 障害者アンケート調査において、障害を理由とする差別や嫌な思いを感じることに
ついて、「ある」と「少しある」を合わせた回答割合が、障害のある人で 46%、知
的障害のある人で 59%、精神障害のある人で 67%、障害児で 54%を占めていました。



- 前問で「ある」もしくは「少しある」と回答した人で、どのようなときに感じるの
かについては、身体、知的及び精神に障害のある人では「外出先」や「住んでいる地
域」「学校・仕事場」「仕事を探すとき」が多くなっています。障害児では「学校・
仕事場」が多くなっています。



- 障害や障害のある人に対する偏見がまだまだ根強く、理解がないことに加え、障害種別によっても差別や嫌な思いを感じるものの有無について、差が生じている様子が見えられます。

施策の方向

障害や障害のある人に対する理解を深めるための取り組みが必要となります。地域において、障害のある人との交流を図り、理解してもらうことが重要です。

また、障害者差別解消法に基づき、障害を理由とする差別の解消に取り組み、障害のあるなしに関わらず、一人ひとりが個人として大切にされる「共生社会」の実現をめざします。

具体的施策

(1) 理解促進のための取り組み

障害の有無にかかわらず、誰もが参加しやすい地域での行事等について、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の考え方を踏まえながら、地域住民と障害のある人たちが交流できる機会を広げる取り組みを支援します。

(2) 福祉教育の推進

児童・生徒が幼少の頃から、障害や障害のある人に対する正しい理解と知識を深めることができるよう、幼児教育や学校教育において人権教育や福祉教育を推進します。

(3) 障害者虐待防止センターの強化

障害者虐待防止センターの機能を強化し、相談支援体制等の充実を図りながら、障害のある人の虐待の防止や早期発見に努めます。

2 権利擁護の推進

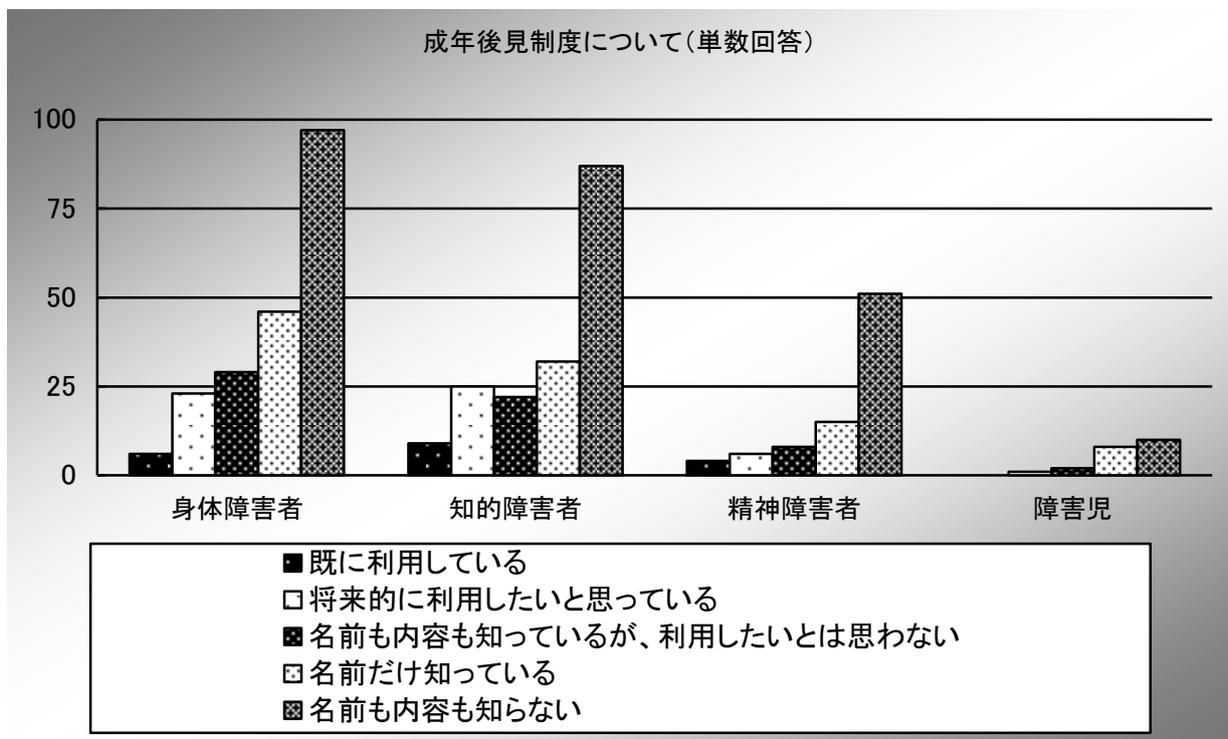
現状と課題

○ 知的障害や精神障害のある人のうち、判断能力が十分でない人たちが地域において自立した生活を送ることができるよう支援するため、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理を行う日常生活自立支援事業が、平成11年10月から実施されています。

また、精神上の障害により判断能力が不十分なため、財産管理や契約等の法律行為を行うことが困難な人を保護・支援するため、後見・補佐・補助の制度を導入することなどを内容とする新たな成年後見制度が平成12年4月から施行されています。

高齢化や核家族化が進行する中、判断能力が十分でない障害のある人に対する権利擁護に関する事業や、財産管理を支援する制度等の利用の促進を図り、地域において安全で安心して生活を送ることができるよう支援することが必要です。

○ 障害者アンケート調査において、成年後見制度に関する認知度は、全ての障害区分において「名前も内容も知らない」が最も多く、次いで「名前だけ知っている」の順となっており、まだまだ成年後見制度の認知度が低いことが伺えます。



施策の方向

障害のある人の権利擁護のための各種制度の普及を図るとともに、行政、地域、事業者等が一体となって障害のある人の権利擁護を推進します。

具体的施策

(1) 市民相談等の利用促進

障害のある人の権利を守るため、法律相談や人権相談等の相談体制の充実を図ります。

(2) 日常生活自立支援事業、成年後見制度の普及

地域において障害のある人が安全で安心して生活を送ることができるよう、日常生活自立支援事業、成年後見制度の普及を図ります。

(3) 福祉関係者への人権思想の啓発

民生・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員等の福祉関係者に対し、研修会等を通して障害のある人の権利擁護について一層の啓発を図ります。

(4) 障害者団体等の政策決定プロセスへの関与の推進

様々の行政施策に障害のある人の意見を十分反映されるようにするため、障害者団体等の政策決定プロセスへの関与を推進します。

第3章 計画の推進

I 障害者計画の達成状況の点検及び評価

1 各団体や組織との連携強化

本計画を推進するに当たっては、障害や障害のある人についての理解と関心を高め、いくとともに、行政はもとより、障害のある人、地域、学校、団体、企業等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力し、一体となって取り組むことが必要です。

2 全庁的な推進体制の整備と国・県との連携強化

本計画の着実な推進を図るため、福祉事務所を中心として、保健、医療、福祉、教育、就労、生活環境等に関連する部署の連携を一層強化するとともに、計画を適切に推進し目標を達成するためにも、国や県の補助制度等を活用するなど、必要な財源の確保に努めるとともに、適切な利用者負担制度等、障害のある人に対する施策の一層の充実に向けて国や県に要望を行います。

3 計画の管理

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、自立支援協議会や関係機関との意見交換会を実施し、本計画の進捗状況を報告します。

第4章 資料

I 第2期島原市障害者計画策定委員会名簿

氏名	団体名及び役職名
白井 浩二	島原市社会福祉協議会事務局長
永門 重明	島原市民生委員児童委員協議会連合会長（前会長）
前田 力	島原市民生委員児童委員協議会連合会長
松本 眞	島原市身体障害者福祉協会会長
吉田 良一	ふれあいネットワーク・ピア島原支部長
宇土 直美	ネットワークセンターひかり主任相談支援専門員
※ 渡辺 禎二郎	島原グリーンステーション管理者
杉村 真由美	(社福)幸生会 島原療護センターサービス管理責任者
蒲池 宏遵	(社福)松風会 清華学園総務
永代 秀顕	(社福)悠久会 銀の星学園管理者
市川 ひとみ	長崎県県南保健所地域保健課長
松永 宇市	島原保養院精神保健福祉課長
村川 佳恵	長崎県立島原特別支援学校教頭
井原 義明	島原公共職業安定所(就)上席職業指導官
松尾 勝也	障害者就業・生活支援センターぱれっと所長
金子 忠教	島原市福祉保健部長
湯田 喜雅	島原市福祉保健部福祉課長

(順不同)

【 ※ 策定委員会委員長 】

第 2 期 島 原 市 障 害 者 計 画

発行年月 平成29年3月
発 行 島原市福祉保健部 福祉課
〒855-8555 長崎県島原市上の町537番地
TEL 0957-63-1111 (代表)
FAX 0957-62-2923
ホームページURL <http://www.city.shimabara.lg.jp/>
電子メールアドレス fukushi@city.shimabara.lg.jp
